

長与町

第3次男女共同参画計画



平成30年3月

長与町



男女共同参画社会の実現に向けて

本町では、平成11年に制定された男女共同参画社会基本法を受け、平成13年に策定した長与町第6次総合計画において男女共同参画社会の確立を掲げ、平成15年には長与町男女共同参画計画を策定するなど、これまで様々な施策に取り組んでまいりました。

男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に發揮することができる男女共同参画社会の実現は、社会全体で取り組むべき重要な課題であります。

国においては、少子高齢化により人口減少が進む中、国の持続的な成長と社会の活力を維持していくためには女性の能力をいかすことが不可欠と捉え、女性の活躍を経済成長における重要な戦略と位置づけており、男女共同参画社会の実現に向けた取組は新たな段階に入っています。

本町におきましても、こうした状況を踏まえ、新たな課題に対応し、時代に即した施策を推進していくための指針として、このたび、平成30年度からの5か年を計画期間とした「長与町第3次男女共同参画計画」を策定いたしました。

今回の計画においては、これまでの取組を一層推進するとともに、男女の働き方に対する意識改革を図りながら、仕事と家庭の両立支援やあらゆる分野における女性の活躍の推進に向け、関係部門が連携して取り組んでまいります。

本計画をより実効性のあるものにするためには、行政はもとより、事業者、関係団体の皆さん、そしてなにより町民の皆さんお一人おひとりが互いに協力して取り組んでいくことが大切です。どうか、本計画の推進についてご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご提言をいただきました長与町男女共同参画推進委員会の委員の皆さんをはじめ、アンケート調査やパブリックコメント等ご協力いただいたすべての皆さんに心から感謝申し上げます。

平成30年3月

長与町長 吉田 慎一

目 次

第 1 章 長与町第3次男女共同参画計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨	2
2. 計画の性格	2
3. 計画の期間	3
第 2 章 計画の基本的な考え方	5
1. 長与町が目指す社会	6
2. 家庭・地域における男女共同参画の重要性	6
3. 行政としての取組	6
4. 事業者・各種団体との協働	6
5. 重点課題	7
第 3 章 施策の重点目標	9
第 4 章 施策の体系と方向	11
第 5 章 計画の内容	15
重点目標 I あらゆる分野における女性の活躍	
推進施策 1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	16
推進施策 2 働き方の改革、仕事と生活の調和と女性の活躍推進	18
推進施策 3 女性の能力開発と経済的地位の向上	21
推進施策 4 家庭・地域における男女共同参画の推進	22

重点目標Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現

推進施策 5 女性等に対するあらゆる暴力の根絶	25
推進施策 6 生涯を通じた女性の健康支援	26
推進施策 7 生活上の困難を抱える人が安心して暮らせる環境の整備	28

重点目標Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

推進施策 8 男女共同参画社会の実現に向けた支援基盤の整備	30
推進施策 9 教育を通じた男女共同参画の推進	32
推進施策10 意識改革に向けた啓発・普及の推進	34

重点目標Ⅳ 推進体制の整備・強化

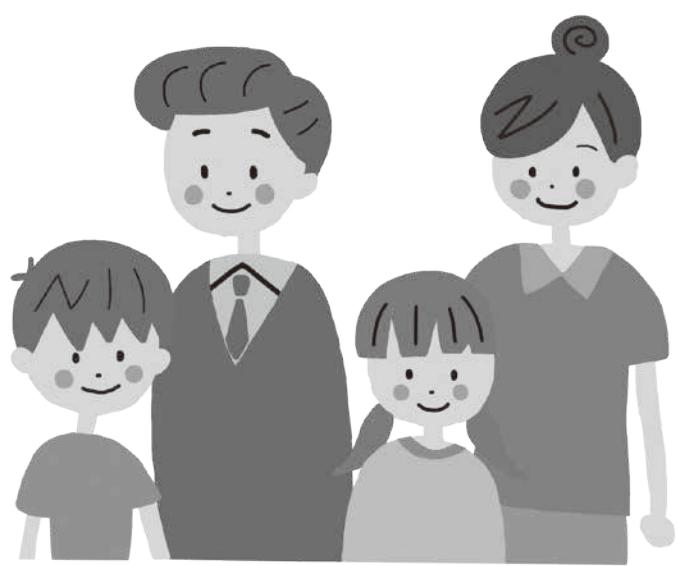
推進施策11 推進体制の整備・強化	36
-------------------	----

第6章 計画の推進 37

第7章 計画の進捗を図る指標 39

参考資料 データで見る男女共同参画の現状 41

付属資料 65



第1章

長与町 第3次男女共同参画計画 の策定にあたって

-
- 1. 計画策定の趣旨
 - 2. 計画の性格
 - 3. 計画の期間

1

計画策定の趣旨

長与町では、平成11年に制定された男女共同参画社会基本法を受け、平成13年策定の第6次総合計画に男女共同参画社会の確立を掲げるとともに、「男女共同参画社会¹の実現」を基本目標として、また「男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に發揮することができる男女共同参画社会の実現」を基本理念として、平成15年に「長与町男女共同参画計画～みんなが主役のまちづくり～」を策定しました。その後、平成20年に計画の改定版（平成20年度～平成24年度）、平成25年に第2次男女共同参画計画（平成25年度～平成29年度）（以下「前計画」という。）を策定し、様々な施策を推進して参りました。

国においては、法施行後、数次の男女共同参画基本計画が策定されており、平成27年12月には男女共同参画社会の形成に関連する国内外のさまざまな状況の変化を考慮した「第4次男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。

県においても平成15年「長崎県男女共同参画基本計画」、平成19年「長崎県男女共同参画基本計画（改定版）」、平成23年「第2次長崎県男女共同参画基本計画」（平成23年度～平成27年度）を経て、平成28年に「第3次長崎県男女共同参画基本計画」（平成28年度～平成32年度）を策定しています。

本町においても、前計画の計画期間終了に伴い、国・県の動きを踏まえ、本町における男女共同参画社会づくりに向けた取組の推進と、女性が活躍できる社会づくりを推進するための指針として本計画を策定いたしました。

2

計画の性格

- (1) 男女共同参画社会基本法第14条第3項の規定に基づく計画であり、併せて、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「配偶者暴力防止法」という。）第2条の3第3項に規定する「長与町DV対策基本計画」として位置づけるものです。
- (2) 第5章重点目標Ⅰ、Ⅲ、Ⅳ及び関連指標は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）第6条第2項に基づく推進計画として位置づけるものです。

1 男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会（男女共同参画社会基本法第2条）。

- (3) 国の「第4次男女共同参画基本計画」、県の「第3次長崎県男女共同参画基本計画」との整合性を図りながら、これまでの進捗状況や本町の現状、特性を踏まえて策定しています。
- (4) この計画の推進を通じて、平成27年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」で掲げられた「持続可能な開発目標（SDGs）²」に定められている「目標5（ジェンダー）：ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う。」の目標達成を目指します。
- (5) 平成28年3月に策定された「長与町第9次総合計画」を上位計画とし、町の各種計画との整合性を図っています。
- (6) 平成29年8月に実施した長与町男女共同参画アンケート調査（町全域3,000人無作為抽出、回収率33.0%）（以下「アンケート調査」という。）の結果を参考とし策定しています。
- (7) この計画では、計画の進捗状況や成果を確認するために指標を設定しています。
- (8) 住民参加による「長与町男女共同参画推進委員会」の提言を踏まえ策定しています。

3 計画の期間

この計画の期間は、平成30年度（2018年度）から平成34年度（2022年度）までの5年間とし、今後の社会経済情勢の変化等を踏まえ必要に応じ見直しを行うこととします。

2 持続可能な開発目標（SDGs）エスディージーズ

17のゴール（目標）と169のターゲット（何をすべきか）を示した2016年から2030年までの国際目標で、誰一人取り残されることのない世界に変革するための取組を進めていくことを目指すもの。



第2章

計画の基本的な考え方

1. 長与町が目指す社会
2. 家庭・地域における男女共同参画の重要性
3. 行政としての取組
4. 事業者・各種団体との協働
5. 重点課題

1 長与町が目指す社会

長与町第9次総合計画に掲げる「男女共同参画社会の実現」を基本目標とし、基本理念として「男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に發揮することができる男女共同参画社会の実現」を前計画から引き継ぐとともに、住民の一人ひとりが自らの意思に応じて個性と能力を十分に發揮できる社会を目指します。

2 家庭・地域における男女共同参画の重要性

家庭・地域は生活の基本となる場であり、家庭・地域における男女共同参画の推進は、男女共同参画社会の実現及び女性の活躍推進にとって非常に重要です。個人やそれぞれの家庭の考え方を尊重しながら、仕事と家庭ともに両立できる暮らしやすい社会を目指す必要があります。

また、少子高齢化や核家族化の進展による人間関係の希薄化等様々な変化に対応していくためには地域とのつながりが重要であり、男女がともに地域活動に積極的に参画し男女共同参画の視点を反映させていくことが求められます。

3 行政としての取組

男女共同参画社会の実現のために、雇用、産業、地域づくり、防災、健康、福祉、教育等、社会のあらゆる分野にわたる取組が必要です。行政として、町の政策・方針の決定や実施に際し男女共同参画の視点を反映させるよう努めるとともに、目標年度に向けて関係部門の連携による総合的な取組に努め、ポジティブ・アクション³の推進を図ります。

4 事業者・各種団体との協働

男女共同参画社会の実現のためには、家庭・地域における取組だけでなく、事業者や各種団体の役割も重要です。特に事業者においては、平成27年8月に成立した女性活躍推進法に基づき、女性労働者に対する活躍の推進に関する取組が求められています。

3 ポジティブ・アクション（積極的改善措置）

男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれが一方に対し、当該機会を積極的に提供すること。男女雇用機会均等法第8条では、過去の女性労働者に対する取扱いなどが原因で生じている、男女労働者間の事実上の格差を解消するための「女性のみ」又は「女性優遇」の措置は法に違反しないとされている。

行政として情報提供や必要な支援を行うなど事業者・各種団体等と連携を図り協働して計画の遂行に努めます。

5

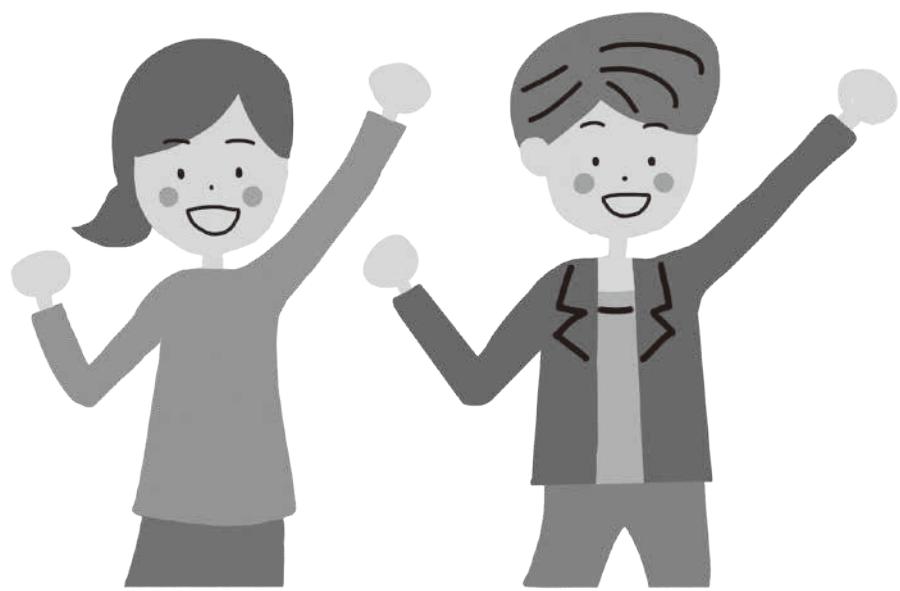
重点課題

これまでの取組の総括と計画策定時における国・県の動向並びに本町の現状を踏まえ、本計画の重点課題を次の通り設定し計画に反映します。

- 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）⁴は、男女共同参画社会の実現及び女性の活躍のために不可欠ですが、現状としては、仕事・家庭・個人の生活の両立について希望と現実との間に大きな開きがあります。男女の働き方の見直しに向けた社会全体の気運醸成を図るための意識改革に取り組むとともに、働きやすい職場環境づくりの普及促進に努めます。
- 社会における男女共同参画や女性の活躍推進は、女性に偏りがちな家庭生活における役割分担を見直すことが課題です。家族が互いに尊重しあいながら家事・育児・介護などに取り組むことができるよう、男性の参画を促進する取組の推進や意識啓発に努めます。
- 暴力は重大な人権侵害であることから、あらゆる暴力の予防・根絶に向け暴力を容認しない社会的認識の普及と防止対策に取り組みます。
- 個人の生き方が多様化する中で、男女ともにライフスタイルを柔軟に選択しながらワーク・ライフ・バランスを実現できるための支援制度や社会基盤の整備が必要です。仕事と家庭に関する責任を担うことができる男女共同参画社会の構築に向け、子育て支援や介護支援の環境整備に努めます。
- 次代を担う子どもたちが健やかに育ち幸せに暮らせる社会を目指す観点から、子どもの頃からの男女共同参画の理解の促進を図ります。

4 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。



第3章

施策の重点目標

基本目標である「男女共同参画社会の実現」のために次の4つの重点目標を掲げ、各種施策を総合的かつ計画的に推進します。

I. あらゆる分野における女性の活躍

すべての女性が、その生き方に自信と誇りを持ち、自らの意思でその個性と能力を發揮することにより、職場・家庭・地域等、あらゆる場面において活躍できることが重要です。女性の活躍が進むことは、男女の働き方・暮らし方・意識を変革し、男性中心型労働慣行等を見直すこととなり、男女が互いに責任を分かち合いながら、ともに暮らしやすい社会の実現につながるものです。

男女共同参画社会の実現に向け、引き続き、あらゆる分野における女性の参画拡大、働き方の改革、職場・地域等における女性の活躍推進、男性の家事・育児・介護等への参画等について重点的に取り組みます。

II. 安全・安心な暮らしの実現

男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持つことは、男女共同参画社会を形成していく上での前提です。女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであり克服すべき重要な課題です。また、女性の就業の増加や、晩婚化等により生ずる女性の健康に関わる問題にも対策が必要となっています。

そのため、女性等への暴力の根絶、健康支援、また生活上の困難を抱えた人たちへの支援に引き続き取り組み、すべての人が安心して暮らせる環境整備に努めます。

III. 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

男女共同参画社会を実現していく上では、男女がともに仕事と家庭に関する責任を担えるような社会の構築が必要です。また、性別に基づく固定的な役割分担意識⁵や性差に対する偏見等、人々の意識の中に形成された概念を解消することは大きな課題であり、すべての取組の基盤となります。

そのため、子育てや介護等にかかる支援基盤等の整備に努めるとともに、男女共同参画の理解促進に向け、学校教育及び広報・啓発活動を展開し意識改革を図ります。

IV. 推進体制の整備・強化

男女共同参画社会の実現のためには、広範にわたる具体的な取組を着実に展開するとともに、女性の登用等女性の活躍推進についても取組を進めていく必要があります。そのために、本町における推進体制の整備を図り適切な進行管理を実施します。

5 性別に基づく固定的な役割分担意識

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適當であるにもかかわらず、「男は仕事、女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。

第4章

施策の体系と方向

第4章 施策の体系と方向

基本目標

基本理念

重点目標 (4)

男女共同参画社会の実現

男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわりなく、
その個性と能力を十分に發揮することができる男女共同参画社会の実現

I あらゆる分野における女性の活躍

II 安全・安心な暮らしの実現

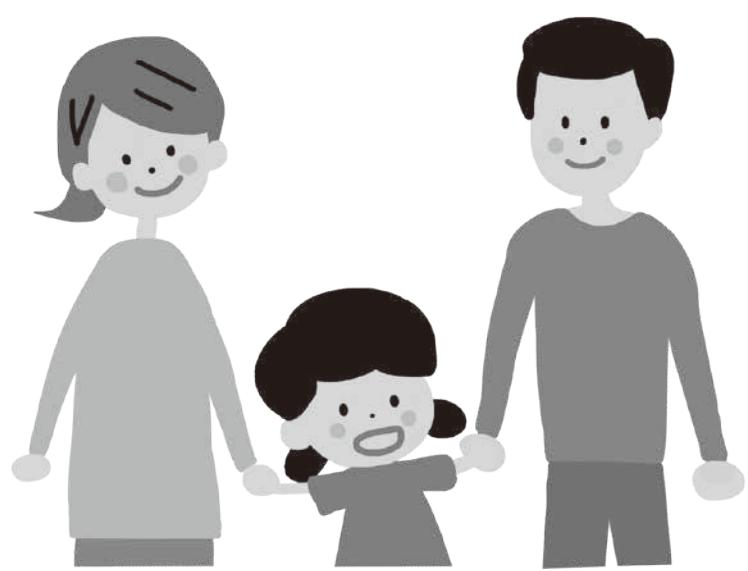
III 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

IV 推進体制の整備・強化

推進施策（11）

具体的な施策（28）





第5章

計画の内容

重点目標Ⅰ あらゆる分野における女性の活躍

重点目標Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現

重点目標Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

重点目標Ⅳ 推進体制の整備・強化

重点目標 I あらゆる分野における女性の活躍

推進施策 1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

【現状と課題】

男女共同参画社会の実現のためには、社会のあらゆる分野に男女がともに参画し、自らの意思でその個性と能力を発揮することが重要です。

女性は日本の人口の約半分、労働力人口の4割余りを占め、就業率も年々増加しており、政治、経済、社会等多くの分野の活動を担っていますが、政策・方針決定過程への女性の参画については、まだ十分とは言えない状況です。女性の参画拡大についてはこれまでも取組が進められてきましたが、平成27年8月に成立した女性活躍推進法に基づき、より積極的な女性の採用・登用を図ることが求められています。

平成29年4月1日時点における地方自治法第202条の3に基づく長与町の審議会等における女性委員比率は32.5%、同法第180条の5に基づく女性委員比率は24.1%と、前計画策定時（202条の3は27.9%、180条の5は23.3%）を上回っており、女性登用に対する取組は進んでいますが、町が目標としている40%には届いていない状況です。今後ともさらに積極的な登用を図る必要があります。

アンケート調査の結果によると、政治や企業、地域活動において、政策の企画や方針決定の過程に女性の参画が少ない現状の理由について、「男性優位の組織運営がある」と回答した人の割合が60%を超え、次いで「女性の参画を積極的に進めようと意識している人が少ない」が40%を超えています。

これらのことから、男性優位の組織運営体制を改め、女性参画を促進するためには、女性の政策・方針決定過程への参画により男女の多様な意思が公平・公正に反映されるよう、町における女性職員の管理職への積極的な登用を進めるとともに事業所や各種団体においても女性の登用や参画が促進されるよう積極的に働きかけていく必要があります。

具体的な施策 ①町の審議会等委員への女性の積極的な登用

1. 女性委員の積極的登用及びまちづくりへの参画促進

審議会等の委員選定に際し、女性のいない審議会等の解消と女性委員の比率が40%未満にならないことを目標に積極的な選考、登用に努めます。

また、団体推薦委員における女性の推薦について関係団体への理解と協力を求めるなどの取組を推進します。

(審議会等所管課)

2. 女性の参画状況の調査

審議会等における女性の参画状況について、定期的に調査を行うとともに、積極的な女性の登用について関係課への協力を要請します。

(政策企画課)

具体的な施策 ②町における女性職員の登用促進

1. 町における女性の登用促進

一事業所として、長与町特定事業主行動計画⁶に基づき、女性職員の活躍推進に向け、女性職員の多様な働き方に関するセミナーや女性職員向けのキャリアデザイン研修への参加を呼びかけるとともに、充実した仕事や経験を積み重ねることができるような人事配置と管理職への積極的な登用に努めます。

(総務課)

具体的な施策 ③事業所・各種団体・地域社会における女性の参画促進

1. 事業所・各種団体における女性の参画促進

女性の登用につながる職場環境づくりや女性職員の育成、女性の能力や視点を生かした組織づくり等、男女共同参画の成功事例の情報収集と提供により、事業所や各種団体における男女共同参画が促進されるよう啓発に努めます。

(政策企画課)

2. 入札参加資格申請にあたっての男女共同参画取組状況の報告

入札参加資格審査申請時に男女別雇用状況、障がい者雇用状況、育児休業制度及び介護休業制度の有無等の報告を協力要請することにより各事業所への意識付けを行います。

(契約管財課)

3. 地域活動団体への啓発

地域コミュニティや自治会、PTA等、地域で活動する団体において、女性が方針決定の場に参画し、代表者として登用が図られるよう啓発を進めます。

(地域活動団体関係課)

6 長与町特定事業主行動計画

長与町が、職員を雇用する事業主としての立場から、職員の仕事と子育ての両立や女性の職業生活における活躍の推進等に関する取組内容及び数値目標等を定めた計画。次世代育成支援対策法及び女性活躍推進法に基づく。

推進施策2 働き方の改革、仕事と生活の調和と女性の活躍推進

【現状と課題】

就業は生活の経済的基盤であり、働くことは自己実現につながるものでもあることから、働く意欲を持つ男女が性別に関わりなく能力を十分に發揮できる社会づくりは、持続可能な経済社会の発展という点からも大変重要です。

アンケート調査の結果によると、女性が職業を持つことについて、全体では「子どもができたら職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつほうがいい」(一時中断型) 40.0%と、「子どもをもってもずっと職業を続けるほうがいい」(継続就業型) 39.0%がほぼ同率となっていますが、女性では、一時中断型が40.1%、継続就業型が42.0%と継続就業型が若干上回っています。平成24年度調査と比較すると、全体では一時中断型が減少し、女性においては継続就業型が増加しています。このほか、「子どもができるまでは職業をもつたほうがいい」6.8%、「結婚するまでは職業をもつたほうがいい」4.2%、「女性は職業をもたないほうがいい」0.7%となっており、平成24年度調査と比較すると3項目全てにおいて減少しています。平成26年度の長崎県調査（以下「県調査」という。）をみると、一時中断型が継続就業型を25ポイント上回っており、県全体と比較すると、本町においては、女性が子育てをしながら仕事を続けることに対して積極的であることが伺えます。

一方で、仕事、家庭生活、個人の生活の優先度の希望と現実について、希望では「仕事、家庭生活、個人の生活すべて並立」が37.3%、「仕事と家庭生活を両立」が36.5%と高いものの、現実では「仕事を優先」（男性52.2%女性34.4%）が最も高く、また、女性が結婚や出産を機に仕事を辞める理由については、「仕事と家事や育児の両立がむずかしい」が80.5%と圧倒的多数を占めており、職場優先の雇用環境が女性の継続的な就業を困難なものにしていることが分かります。

仕事と家庭を両立していくために必要なこととしては、「配偶者の家事・育児・介護の分担・協力」64.3%、「育児・介護休業制度、短時間勤務制度を取得しやすい職場環境をつくる」55.7%が上位を占めています。さらに、職場において女性の活躍を推進するために必要なこととして、「育児・介護休業制度、短時間勤務制度など仕事と家庭が両立できる体制づくりを推進する」が66.5%と圧倒的多数で他を引き離しています。

また、男性の育児、介護休暇が取りにくい状況を改善するために必要なこととして、「職場や上司の理解・協力」53.3%、「育児・介護休暇制度を利用しても不利にならない人事評価制度の整備」49.4%となっています。

以上のことから、働きたい女性が、結婚や出産をしても仕事と子育て・介護等の二者択一を迫られることなく働き続け、能力を十分に発揮し活躍することができる社会にするためには、ライフステージに対応した多様で柔軟な働き方等を通じた「仕事と生活の調和」（ワーク・ライフ・バランス）や、男性の家庭参画が不可欠であり、そのためには、職場や上司の理解、併せて、育児・介護休業や短時間勤務制度導入等の職場環境の整備についての普及啓発が必要です。

ハラスメント⁷については、女性の17.6%がセクシャル・ハラスメント⁸、7.5%がマタニティ・ハラスメント⁹の経験があり、また、パワー・ハラスメント¹⁰については、男性で30.8%、女性で25.3%が「経験がある」という回答になっており、いずれもそのほとんどが職場で起きているという結果が出ています。性別を理由とする差別的取扱い等の根絶と、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保に向け、法令の普及・促進を図っていく必要があります。

また、女性の就業支援については、子育て・介護等により就業を中断した女性がそれまでの就業経験を生かしつつ再就職が可能となるような支援や、パートタイム労働者をはじめとする非正規労働者の雇用の安定、適正な労働条件の確保等処遇の改善を図る啓発に取り組みます。

具体的な施策 ①仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し

1. 働き方の見直しと意識啓発

町内の事業所に対して、商工会と連携し仕事と家庭の両立に関する取組の普及啓発を図ります。
(産業振興課)

2. 町における仕事と家庭の両立支援の推進

一事業所として、「長与町特定事業主行動計画」を全職員に周知するとともに、男女問わず、年次有給休暇をはじめ育児休業や介護休業等を取得しやすい職場環境づくりや、職場優先の環境を見直し、職員が積極的に子ども・子育てに関する地域活動に参加し地域貢献できる職場環境づくりに努めます。
(総務課)

3. 仕事と家庭の両立に取り組む事業所の普及促進

子育てと仕事の両立や働き方改革を積極的に推進している事業所を広報紙等により広く周知し、働き方の見直しに関する意識啓発に努めます。
(政策企画課)

7 ハラスメント

人を困らせること。いやがらせ。

8 セクシャル・ハラスメント

職場において、労働者の意に反する性的な言動が行われ、それを拒否するなどの対応により解雇、降格、減給などの不利益を受けること。又は性的な言動が行われることで職場の環境が不快なものとなったため、労働者の能力の発揮に大きな悪影響が生じること。

9 マタニティ・ハラスメント

働く女性が妊娠・出産をきっかけに職場で精神的・肉体的な嫌がらせを受けたり、妊娠・出産、育児休業等を理由として、解雇、不利益な異動、減給降格などの不利益な取扱いを被ること。

10 パワー・ハラスメント

同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・肉体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為。

具体的な施策 ②女性の雇用環境の整備に向けた取組の推進

1. 男女雇用機会均等法¹¹と女性活躍推進法の普及・促進

男女雇用機会均等に関する法令や情報について、男女雇用機会均等月間（毎年6月）等の機会を活用し、制度の普及・促進に努めます。

また、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画¹²の策定について、商工会等と連携して周知を図ります。

（産業振興課、政策企画課）

2. 町における働く女性の妊娠・出産に関わる保護

一事業所として、女性労働者が、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いを受けることがないよう、関係する法令及び指針の周知を図るとともに、妊娠出産に関わる産前産後休暇・育児休業、短時間勤務等に関する規定の整備を進め、女性が妊娠中及び出産後も安心して働く環境を整備します。

（総務課）

具体的な施策 ③ハラスメント防止対策の推進

1. 事業所への普及啓発

事業所におけるセクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント防止のため、商工会と連携し関係法令等の周知に努め啓発を図ります。（産業振興課）

2. 町におけるハラスメント防止対策

一事業所として、府内にセクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントに対する相談窓口を設置し、事件の未然防止と早期解決を図ります。（総務課）

具体的な施策 ④就労支援及び短時間労働者に対する支援

1. 女性の再就職のための学習・能力開発支援

子育て中の再就職希望者の学習・能力開発を支援するため、講座やセミナー開催時の託児室設置に努めます。

（開催所管課）

11 男女雇用機会均等法

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律。

12 一般事業主行動計画

事業主が、職員の仕事と子育ての両立や女性の職業生活における活躍の推進等に関する取組内容及び数値目標等を定めた計画。

次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法により計画の策定が定められている。女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画については、従業員数301人以上で策定の義務、300人以下の事業主にあっては努力義務とされている。

2. 子育て中の女性の求職活動支援

子育て中の再就職希望者の求職活動を支援するため、一時預かりやファミリーサポートセンター¹³の利用促進等、ニーズに合った保育サービスの提供に努めます。 (こども政策課)

3. 女性の再就職への支援

ハローワーク等と連携し、女性の再就職についての情報提供に努めます。 (産業振興課)

4. 適正な雇用に向けた取組

パートタイム労働者、有期契約労働者、派遣労働者等の雇用の安定、適正な労働条件の確保や雇用管理、正規労働者との均等・均衡待遇等についての改善を図るため、関係機関と連携し、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律等関係法令の周知に努めます。

(産業振興課)

推進施策3 女性の能力開発と経済的地位の向上

【現状と課題】

本格的な人口減少と少子高齢化という現実に直面する中、活力ある地域社会を形成していくためには、女性を貴重な人材として活用し活性化を図ることが重要であり、そのためには、女性が社会に参画できる機会を増やし女性の活躍の場を広げていく必要があります。

女性が自身の持つ能力を適正に評価され、社会で活躍するためには、まず女性自身が自立した個人としての意識を持つことが重要です。そのために、地域社会参画に向けた自身の能力開発への意欲を高めていくような学習機会を提供し、女性の意識改革に取り組みます。

一方、農林水産業や商工業等自営業における女性の役割については、女性が参画することにより多様な視点や発想が生まれ、産業自体の活性化が期待されることから、重要性が高まっていますが、経営における女性の参画状況はいまだ十分ではありません。女性が男性の対等なパートナーとして経営等に参画し活躍できるよう、女性の経営上の位置付けの明確化や経済的地位の向上に努めます。

また、女性の能力開発と経済的な自立を支援し地域社会全体の活性化を図っていくため、地域社会参画を目指す女性の取組を積極的に支援します。

13 ファミリーサポートセンター

子育てを手伝いたい人（協力会員）と手伝ってほしい人（利用会員）が、地域での子育てを支援し合う会員制の組織。

具体的な施策 ①女性の能力開発や人材育成への支援

1. 女性の人材を育成する機会の充実

女性自身が身近なところから政治・経済・社会政策等への関心を深め、自身の能力や感性を地域や社会で活かすことができるよう、女性を対象としたセミナーの開催等、学習機会の充実と情報提供に努めます。

(政策企画課、生涯学習課)

2. 地域で社会参画に取り組む女性の活動への支援

女性が地域において活発に活動できるよう支援します。

また、地域資源を生かした6次産業¹⁴等への参画に取り組む女性に対し情報提供を行います。

(地域安全課、産業振興課)

3. 女性の創業・起業の支援

県産業労働部や商工会等と連携し、創業・起業セミナー等、女性の創業・起業に資する情報提供を行います。

(産業振興課)

具体的な施策 ②農林水産業及び商工業等自営業における男女共同参画の推進

1. 女性の経済的地位の向上

家族経営・小規模事業所に従事する女性が、安全で快適な就業ができるよう、労働時間の適正化、休日の取得等、就労環境改善に向けた就業規則の整備について、商工会等と連携し普及・促進に努めます。

(産業振興課)

2. 経営管理能力や技術力の向上

経営管理能力や技術力の向上を図るための研修や交流の機会を提供します。(産業振興課)

推進施策4 家庭・地域における男女共同参画の推進

【現状と課題】

アンケート調査の結果によると、家庭の中での男女の役割分担について、特に「食事の準備」「食事の後片付け」「掃除・洗濯」といった家事において「主に女性」が担っているとの回答が60%～73%に上り、「自分と配偶者両方」の8%～10%台を圧倒的に引き離す結果となりました。さらに、「育児」では43.7%、「介護・看護」では34.2%と、家庭内での主な役割を女性が担ってい

14 6次産業

農林水産物の生産（1次）、食品製造・加工（2次）、流通・販売等（3次）を組み合わせ、多角的または他業種との連携による経営によって、付加価値の高い商品づくり、新たな農林漁業ビジネスを創出する取組。

る現状が浮き彫りとなりました。

女性就業率が年々増加し社会における女性の活躍が進む中において、家庭における役割も依然女性に偏っており、女性にかかる負担が大きくなっている状況が懸念されます。女性があらゆる分野で活躍するためには、女性の家事・育児等の負担を見直すことが大きな課題であり、そのためには、男性の家庭生活への参画が求められています。

一方、少子高齢化、核家族化の進展により、地域における人間関係の希薄化が懸念されており、家族の孤立はそのまま地域社会の活力の低下の大きな要因となっています。

こうした中、行政だけではなく住民一人ひとりが加わって地域力を高め、持続可能な社会を築くためには、地域における男女共同参画が不可欠です。男女がともに地域社会の一員として地域活動に積極的に参加し、暮らしに密着した課題や地域の活性化に取り組んでいかなければなりません。

特に災害時は、被災地において増大した家庭的責任が女性に集中したり、女性が安心した生活を送れないなどの問題が発生しており、女性の視点を取り入れた防災体制の確立や女性の進出が求められています。

具体的な施策 ①家庭における男女共同参画の推進

1. 啓発と学習機会の充実

家族が互いに尊重し協力し合って家事・育児・介護に取り組むよう、広報紙等による啓発やセミナー、講座の開催等、生涯を通じた多様な学習機会の提供に努めます。

(政策企画課、生涯学習課、こども政策課、介護保険課)

具体的な施策 ②男性の家事・育児・介護への参画促進

1. 男性の家事・育児・介護への参画支援

男性を対象とした料理教室や父親の子育て教室等を開催し、男性の家事・育児・介護への参画と日常生活能力の獲得・向上に努めます。

(生涯学習課、健康保険課、介護保険課、保育所)

2. パパママ学級への父親の参加促進

父子手帳の配布やパパママ学級への参加等、出産前から父親としての意識を高めることで、出産後もスムーズに子育てに参加できるよう意識啓発を図ります。 (こども政策課)

具体的な施策 ③男女協働による地域の活性化

1. 地域活動への参画促進

ワーク・ライフ・バランス推進の観点から、自治会やコミュニティ等地域活動への男女の参画を促進するため広報・啓発を行います。 (政策企画課、地域安全課)

2. ボランティア活動等への支援及び参加促進

地域活動促進の観点から、ボランティア活動等に関する情報提供やボランティア登録制度の整備支援・啓発を行います。 (地域安全課、福祉課)

3. 地域防犯活動への参画

110番の家、110番の車、見守り隊、防犯パトロール等地域による自主防犯活動への男女の参画を支援します。 (地域安全課、生涯学習課)

4. 環境保全活動への参画

地球温暖化等環境問題対策や環境サポーター活動への男女の参画を支援し、地域における環境意識の啓発に努めます。 (住民環境課)

5. 地域おこし、まちづくり活動への支援

地域おこし、まちづくり活動への男女の参画を促進するため、活動グループへの支援を推進するとともに、協働イベント等の開催により地域の活性化を図ります。

(地域安全課、産業振興課、生涯学習課)

6. 町における職場環境の整備

一事業所として、職員が地域での各種行事に参加しやすいように職場環境の整備を図ります。 (総務課)

具体的な施策 ④防災における男女共同参画

1. 男女共同参画の視点に立った防災対策

災害時における男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮した防災計画の策定や防災施策の推進を図ります。 (地域安全課)

2. 避難所等における配慮

避難所や災害ボランティア活動等の場において、女性及び配慮の必要な方の視点を反映した睡眠スペースや更衣スペース、仮設トイレ等の設置に努め、安全性、利便性及びプライバシーの確保を図ります。 (地域安全課)

重点目標Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現**推進施策 5 女性等に対するあらゆる暴力の根絶****【現状と課題】**

暴力は、誰に対しても決して許されるものではなく、特に女性に対する暴力は、経済力の格差や上下関係等、男女が置かれている立場に起因する実態もあり、あらゆる暴力の根絶は、男女共同参画社会を形成していくうえでも克服すべき重要な課題となっています。

アンケート調査の結果では、配偶者等からの身体的・精神的・性的・経済的暴力を受けた経験があると回答した人は全体の1割に達しています。被害経験は特に女性が多く、その相談先は、「友人・知人」43.5%、「家族」20.0%など身近な人であり、公的機関等への相談は少ない結果となっています。

また、被害経験のある女性の半数以上が「相談するほどの事ではないと思った」44.4%、「相談しても無駄だと思った」37.8%、「自分さえ我慢すればなんとかこのままやっていけると思った」26.7%などを理由に「どこ（だれ）にも相談しなかった」52.9%ということからも、問題が潜在化、深刻化しやすいことがわかります。

一方で、DV¹⁵被害の経験がある男性については、「どこ（だれ）にも相談しなかった」が71.4%と女性を上回り、その理由として、「だれ（どこ）に相談してよいのかわからなかったから」と回答した割合が、女性と比較して18ポイント上回る結果となりました。このことから、男性へのより一層の周知が必要と思われます。

すべての人々の人権が尊重され、相互が共存し得る平和で豊かな社会を実現するために、あらゆる暴力の予防・根絶に向けて、DV等についての理解を深めるとともに、相談窓口の周知や相談体制の充実、被害者の自立支援等切れ目のない対策が必要です。

具体的な施策 ①男女の人権を守る啓発運動の推進**1. 学校における人権学習**

特別活動や道徳の時間をはじめ教育活動全体を通して、差別や偏見のない人権尊重の精神を養います。
(学校教育課)

15 DV（ドメスティック・バイオレンス）

配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から受ける暴力。

2. 人権を守る啓発活動

広報紙やホームページ等で人権に関する情報や人権相談の窓口等について広く情報提供するとともに、「人権週間（12月4日から12月10日）」等の機会を活用して啓発を行い人権に関する意識を高めます。また、人権に関する各種講座やセミナー等、人権について考える機会を提供します。

（総務課、生涯学習課）

具体的な施策 ②配偶者等からの暴力の予防と根絶

1. 暴力を防止する法制度等に関する情報提供の充実

「女性に対する暴力をなくす運動（11月12日から11月25日）」等の機会を活用し、配偶者暴力防止法等関係法令及び相談窓口等について広報紙やホームページ等での周知を図ります。

（政策企画課）

2. 暴力の予防啓発

あらゆる暴力の予防と根絶に向けて、DV予防教育を実施するなど広く意識の啓発に努めます。

（政策企画課）

3. 被害者保護体制の充実

長崎こども・女性・障害者支援センター¹⁶や警察等との連携を図り、迅速かつ適切な対応に努めるとともに府内体制の充実を図ります。

（福祉課、住民環境課）

推進施策6 生涯を通じた女性の健康支援

【現状と課題】

男性も女性も互いの身体的特質を十分に理解し合い、人権を尊重しながら相手に思いやりをもって生きていくことは、男女共同参画社会の形成に欠くことができない前提となっています。

特に、女性は妊娠・出産や女性特有の疾病の可能性等、男性と異なる健康上の問題に直面することに男女とも留意する必要があり、すべての女性の生涯を通じた健康を支援するための総合的な対策が求められます。

なかでも妊娠・出産期は、女性の健康支援にとって大きな節目であり、地域において安心して子どもを生み育てることができるような支援体制の充実に努めます。

16 長崎こども・女性・障害者支援センター

中央児童相談所、婦人相談所、長崎身体障害者更正相談所、長崎知的障害者更正相談所、精神保健福祉センターの5つの機関が統合してきた施設。

具体的な施策 ①生涯を通じた女性の健康支援

1. 子宮がん、乳がん、生活習慣病等の予防対策の実施

子宮がん、乳がんから女性を守るために、検診受診率の向上を図ります。また、町独自の取組として、20歳～39歳の健診を受ける機会のない女性の健康診査を実施し、若いうちからの生活習慣病予防に取り組みます。

(健康保険課)

2. 健康づくり意識の啓発

「健康ながよ21」に基づく、生涯を通じた健康の保持・増進のため、健康教育や健康相談、健康診査、訪問指導の健康増進事業や、広く住民が健康づくりに参加できるよう、健康まつりや健康ウォーキング等のイベントを実施し、自分の健康は自分で守る意識づくりを促進します。

(健康保険課)

3. 健康づくり活動の強化

健康寿命の延伸と健康格差の縮小を図るために、普段健康をあまり意識されていない方を対象に、健康づくり活動の習慣化を後押しするための事業に取り組みます。

(健康保険課)

4. スポーツを通じた健康づくりの推進

生涯にわたる健康及び体力の保持・増進を図るために、長与町体育協会等スポーツ関係団体と連携し、いつでも、どこでも、主体的にスポーツに親しめる機会と場所を提供し、健康づくりを進めます。

(生涯学習課)

具体的な施策 ②妊娠・出産に関する健康支援

1. 妊婦健康診査の充実

妊娠中の健康管理や異常の早期発見・早期治療を行うことにより、健やかな子どもを生み育てることができるよう妊娠健康診査を充実します。

(こども政策課)

2. 妊娠中の健康相談・保健指導の充実

助産師、保健師等の専門職による個別相談や集団指導、必要に応じて家庭訪問を行うなど、安定した妊娠生活を支援します。

(こども政策課)

3. 出産後の育児相談・支援の充実

助産師・保健師等の専門職や、母子保健推進員等による家庭訪問を実施し、育児環境の確認と適正な指導に努め、育児相談・支援の充実を図ります。

(こども政策課)

推進施策7 生活上の困難を抱える人が安心して暮らせる環境の整備

【現状と課題】

県の調査によると、ひとり親家庭、特に母子家庭については経済的に厳しい状況があります。また、父子家庭の男性についても地域で孤立するなど生活上困難な状況に陥りやすいという現状もあり、ひとり親家庭の生活安定と自立促進については、母子家庭、父子家庭問わず、子育て支援、経済的支援等、各種支援策の充実が必要です。併せて、就業継続や再就職の支援、教育費の負担軽減についても進めていかなければなりません。

また、高齢社会を豊かで活力ある社会としていくためには、高齢者がいつまでも健康に暮らし、それぞれの生きがいを持って毎日を過ごすことができる社会の構築が必要です。高齢の男女が社会を支える重要な一員として、働き、楽しみ、地域社会に貢献するなど、さまざまな形で充実した生活を実現できるよう、社会参画の機会の提供や整備を図ります。

一方、障がいのある人の社会参画や雇用機会の確保については、依然厳しい状況にあります。障がいの有無にかかわらず、誰もが地域で安心して暮らし続け、あらゆる分野で社会活動に参加することができる体制づくりが必要です。

さらには、在住外国人についても、地域で安心して生活できるよう地域社会における支援を図ります。

これらのことに対し、男女共同参画の視点に立ち、女性であることで複合的に困難な状況に置かれている場合には、適切な支援に努めます。

具体的な施策 ①ひとり親家庭の生活の安定と自立支援

1. ひとり親家庭への支援

医療費の助成や児童扶養手当、就学援助等により、ひとり親家庭の生活安定と自立を支援します。
(こども政策課、教育総務課)

2. ひとり親家庭に対する自立促進

県の融資貸付制度や就業支援制度等について広報紙やホームページ等を通じて広く周知するとともに、ひとり親家庭の生活安定と自立促進のための相談・支援を行います。

(こども政策課)

具体的な施策 ②高齢者や障がいのある人等への支援

1. シルバー人材センターへの支援

高齢者の持つ知識や能力を活用し、臨時的かつ短期的な就業機会を確保するため、シルバー人材センターの活動を支援します。
(産業振興課)

2. 老人クラブへの加入促進及び活動支援

高齢者の生きがいづくり、仲間づくり、閉じこもり予防、健康増進に資するため、広報紙等を通じた老人クラブへの加入促進や活動の支援に努めます。

(福祉課)

3. 高齢者向け健康づくりの推進

高齢者の健康保持や介護予防に向けた、目的別介護予防事業や地域のサロン活動を推進します。

(介護保険課)

4. 学習機会の提供と各種交流事業の推進

高齢者学級や世代間交流を実施し、高齢者への学習機会の提供と世代間の相互理解を深める事業を展開し、高齢者の社会参画を促進します。

(生涯学習課)

5. 道路、公園等のバリアフリー¹⁷化

高齢者や障がいのある人の社会参加を促進するため、道路、公園等のバリアフリー化を推進します。

(都市計画課、土木管理課)

6. 障がい者の社会参加・自立支援

障がいのある人の社会参加・自立支援を促進するため、相談支援を通して、適切なサービス利用の確保に努めるとともに、長与町地域自立支援協議会¹⁸において課題を検討し、地域で安心して自立した生活を営むことができる体制づくりを推進します。

(福祉課)

7. 在住外国人への支援

在住外国人が地域で安心して生活できるよう生活、医療、防災情報等の生活情報を外国語で提供するとともに地域社会での交流を支援します。

(政策企画課)

17 バリアフリー

高齢者・障がい者等が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去（フリー）すること。物理的、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁などすべての障壁を除去するという考え方のこと。

18 長与町地域自立支援協議会

長与町において、地域における障害福祉に関する関係者による連携及び支援の体制に関する協議を行うため、障害者支援施設及び障害福祉サービス事業者をはじめ、障害当事者団体や関係支援団体等で構成する組織。

重点目標Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備**推進施策 8 男女共同参画社会の実現に向けた支援基盤の整備****【現状と課題】**

アンケート調査の結果によると、男女共同参画社会を実現するために必要なこととして、「保育施設の充実と子育て支援」が49.6%と最も高く、特に女性で回答が多くなっています。また、仕事と家庭を両立していくために必要なこととして「配偶者の家事・育児等の分担・協力」63.4%、「育児・介護休暇制度、短時間勤務制度を取得しやすい職場環境をつくる」55.7%に次いで、「育児や介護等の為の施設やサービスを充実する」が43.3%となっており、家庭や職場環境の改善だけでなく、育児や介護に関する施設やサービスの整備も求められています。

男女が男女共同参画の視点に立ち、ともにライフスタイルを柔軟に選択しながら、仕事と家庭に関する責任を担うことのできる男女共同参画社会の構築に向け、子育て支援や介護保険サービスの一層の充実を図り基盤の整備に努めます。

また、性別に基づく固定的な役割分担意識に起因する悩み等に関する一般相談窓口及び男性相談窓口についても、男女共同参画社会の実現に向けた重要な基盤であるため、体制の充実とさらなる周知広報が必要です。

具体的な施策 ①子育て支援のための環境整備**1. 保育サービスの充実**

保育所の施設・人的配置を考慮し、可能な限り児童を受け入れ、待機児童ゼロを目指します。また、一時預かり、延長保育、病児保育、障害児保育や子育て短期支援事業等、多様なニーズに対応した保育サービスの充実に努めます。
(こども政策課、保育所)

2. 児童館・放課後児童クラブの充実

児童館や放課後児童クラブを充実させ、子どもたちの放課後の遊びや生活の場を提供します。
(こども政策課)

3. 子育て支援センター事業¹⁹の拡充

子育ての不安などを解消するため、相談・情報交換の場として子育て支援センターを広く提供するとともに、各保育園や地域における関連サークルとの連携を深め、センター事業の充実強化を図ります。
(こども政策課、子育て支援センター)

19 子育て支援センター事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業。

4. ファミリーサポートセンターの利用促進

地域における町民相互の子育て支援を図るため、ファミリーサポートセンターについて周知し利用を促進します。

(こども政策課)

5. 母子の健康づくり・相談体制の充実

子育て世代包括支援センター²⁰を中心とした相談体制の充実や乳幼児相談、乳幼児健診、母子保健推進員活動等母子保健事業の充実を図り、安心して子どもを生み育てることができる環境づくりに積極的に取り組みます。

(こども政策課)

6. 子育て支援のための情報提供

「子育てガイドブック 大きくな～れ！」及び「子育て応援サイト 大きくな～れ、プラス」を広く住民に周知し子育て支援事業の情報提供に努めます。また、母子保健事業実施計画表を全世帯に配布します。

(こども政策課)

7. 子育てバリアフリーの推進

妊婦、子ども及び子ども連れの人が利用する公共施設について、段差解消等のバリアフリー化や授乳室等の整備を図ります。

(各施設管理課)

具体的な施策 ②介護支援のための環境整備

1. 相談体制の整備

地域包括支援センター²¹における総合相談窓口をはじめ電話や訪問等、様々な相談体制をとりながら家族介護者や高齢者を支援します。

(介護保険課)

2. 家族介護者の負担軽減

地域への出前講座や広報紙等を通して介護保険サービスの情報提供に努めるとともに、認知症の方を介護している家族の相談や意見交換、交流を図る「認知症介護者リフレッシュのつどい」等を開催し、家族介護者の心身の負担軽減を図ります。

(介護保険課)

20 子育て世代包括支援センター

妊娠期から子育て期まで、切れ目なくワンストップで子どもと家族のサポートを行う長与町の機関。妊娠・子育てに関する専門職を配置している。

21 地域包括支援センター

高齢者が住み慣れた地域でできる限り自立した日常生活を営むことを支援するために、介護サービスだけではなく、保健、医療サービスをはじめとする多様な支援を継続的かつ包括的に提供する地域の中核機関。

具体的な施策 ③男女共同参画に関する相談体制の充実

1. 男女共同参画に関する相談体制の充実

夫婦、家庭等に関する様々な悩みの相談や、男性の社会的な重圧や悩みに関する相談に対応するため、県の男女共同参画推進センターと連携し、相談窓口の周知を図ります。

(政策企画課)

推進施策9 教育を通じた男女共同参画の推進

【現状と課題】

アンケート調査の結果によると、男女の地位が「平等」と回答した割合は「学校教育」が71.4%と非常に高く、第2位の「地域活動」の46.0%を大きく上回っています。

また、男女共同参画社会の実現のために学校教育の場で必要なこととして、「男女平等の意識と相互の理解や協力の大切さについての学習指導を充実する」50.3%、「生活や進路指導で、男女の区別なく能力を生かせる選択ができるよう支援していく」40.3%、「学校生活において男女がお互いに協力し尊重し合う校風を作り上げる」38.2%となっており、学校教育の場における男女平等の意識の醸成が求められています。

学校教育を通じた男女共同参画への理解促進は、将来の男女共同参画社会の実現に向けた基盤となるものであり、次代を担う子どもたちが、個性と能力を十分に發揮し、性別にとらわれない多様な選択を可能にするための教育・学習の充実と、それに携わる教職員の男女共同参画に対する理解と意識の高揚が必要です。

また、男女がその健康状態や性差に応じて適切に自己管理できるような健康教育・性教育・DV（デートDV²²）予防教育の推進も重要です。

具体的な施策 ①学校における男女平等教育の推進

1. 男女平等を推進する教育・学習

学校教育においては、子どもの発達段階に応じて人権の尊重、男女平等、男女の相互理解と協力の重要性、家庭生活の大切さなど男女共同参画の視点に立った教育・指導の充実を図ります。

(学校教育課)

22 デートDV

交際相手からの暴力。配偶者からの暴力であるDVに対して、婚姻関係にない男女間で起こる暴力や支配的な行動をデートDVと呼んでいる。デートDVはDV防止法の対象とならない。

2. 教職員の研修

男女共同参画に関する理解の徹底を図るため、教職員対象の研修会の参加要請に努めます。
(学校教育課)

3. 家庭科教育の充実

家庭科教育においては、男女が互いに協力し、家庭を築くことの重要性について認識させるなど、男女共同参画の視点に立った学習指導の充実に努めます。
(学校教育課)

4. 多様な進路選択のための支援

進学や就職に関する情報を幅広く提供し、一人ひとりが自らの生き方を考え主体的に進路を選択する能力と態度を育てるよう進路指導の充実に努めます。
また、理工系分野をはじめ、あらゆる分野で女性が活躍できるよう、性別にかかわりなくすべての児童生徒及び保護者に対し多様な進路について適切な情報の提供を行います。
(学校教育課)

具体的な施策 ②適切な性教育の実施

1. 学校における適切な性教育の推進

学校における性教育については、学習指導要領に基づき、児童生徒の発達段階を踏まえ、学校全体での共通理解のもと、保護者の理解を得ること等に配慮し、集団指導と個別指導の連携を密に効果的に実施します。
(学校教育課)

2. 性に関する学習機会の提供

家庭や地域において、性と生殖に関する正確な知識や健康であることの重要性について子どもたちに教えることができるよう、学校、家庭、地域、専門機関と連携し、性に関する学習機会の提供とその充実を図ります。
(こども政策課、生涯学習課)

具体的な施策 ③DV予防教育の実施

1. DV予防教育の実施

配偶者等からの暴力やデートDVなどあらゆる暴力を未然に防ぐため、専門機関と連携しながら町内全中学校においてDV予防教育を実施し、知識の啓発と普及に努めます。
(政策企画課、学校教育課)

推進施策10 意識改革に向けた啓発・普及の推進

【現状と課題】

アンケート調査の結果によると、「男は仕事、女は家庭」という考え方について、全体では「反対派」41.7%が「賛成派」31.8%を上回りましたが、男女別にみると女性では「反対派」47.0%が「賛成派」26.8%を大きく上回っているのに対し、男性では「反対派」34.1%、「賛成派」39.2%と逆に「賛成派」が上回っています。また、年代別にみると女性はすべての年代で「反対」傾向であるのに対し、男性は10～20代が「反対」傾向、30～50代は拮抗、60代以上では「賛成」傾向にありました。県調査では、「賛成派」45.9%が「反対派」40.3%を上回っており、県全体と比較すると、長与町は「賛成派」が少なく、性別による役割分担の意識は低くなっていますが、男性の意識の中では、長与町においてもまだ根強く残っていることがわかります。

一方、現在の社会における男女の地位について、68.5%の人が「社会全体」における男女平等について「男性が優遇されている」と感じています。分野別にみると「慣習・しきたり」では「男性優遇」70.1%、「平等」16.3%、「職場」では「男性優遇」60.8%、「平等」21.6%、「政治や行政の方針決定の場」では「男性優遇」60.9%、「平等」23.6%となっており、これは、様々な生活の場面で「男性が優遇されている」という住民の実感が表れているものと考えられます。また、「家庭生活」の分野においては全体では「男性優遇」54.9%、「平等」30.4%と、前述の3分野と比較すると差は少ないですが、男女別にみると女性が「男性優遇」66.1%、「平等」20.2%と「男性優遇」が大きく上回っているのに対し、男性は「男性優遇」40.7%、「平等」45.1%と逆に平等と感じている割合の方が高く、住民に最も身近な「家庭生活」において男女の意識差が大きいことは注視すべき課題と言えます。

少子・高齢化によるこれから社会状況の変化に対応していくためには、男女共同参画社会の実現が不可欠であり、あらゆる分野において、性別に基づく固定的な役割分担意識、性差に対する偏見の解消、男女平等観の形成等について、重要な課題として社会全体で理解を深め意識改革を図っていくことが大切です。

具体的な施策 ①わかりやすい広報・啓発活動の推進

1. わかりやすい広報・啓発の充実

男女共同参画に関する意識を高めるため、広報紙やホームページ等により男女共同参画について広く情報提供するとともに、「男女共同参画週間（6月23日から6月29日）」等の機会を活用し、男女共同参画の視点に立った啓発や学習機会の提供を行います。

また、固定的性別役割分担意識の解消に向けた意識の啓発に努めます。 (政策企画課)

2. 学習・研修の機会と情報の提供

県の男女共同参画推進センターや関係機関、または長崎広域連携中枢都市圏における構成市町²³との連携を図りながら、住民や事業所を対象とした講演会やセミナー等、男女共同参画の視点に立った学習・研修の機会と情報の提供に努めます。 (政策企画課)

具体的な施策 ②町における職員の意識改革

1. 町における職員の意識改革

会議や研修会及び情報の提供を通じ、全職員に対する男女共同参画の的確な趣旨の周知と浸透に努めます。 (政策企画課)

23 長崎広域連携中枢都市圏における構成市町

人口減少・少子化・高齢化社会にあっても、住民が安心して快適に暮らしを営むことができる都市圏を形成することを目的に、相互の資源及び機能を活用し、連携を図ることを、中心市となる長崎市と長与町との間、長崎市と時津町との間で協約締結を行っている。

重点目標IV 推進体制の整備・強化**推進施策11 推進体制の整備・強化****【現状と課題】**

男女共同参画社会の実現には、各政策目標における具体的な取組を展開することが必要です。また、ワーク・ライフ・バランスや女性の登用等、女性の活躍推進に向けて社会全体で取組を進めていくことも重要な課題です。そのため、町の推進体制の整備や適切な進行管理を行いこの計画を推進します。

具体的な施策 ①町における推進体制の充実**1. 庁内推進体制の整備**

関係部局相互の緊密な連携のもとに総合的かつ効果的な推進を図るため、庁内に町長を会長とする男女共同参画推進会議を設置します。

また、各課における男女共同参画を把握、推進する役割を担う者として各課に男女共同参画推進員を配置します。
(政策企画課)

2. 男女共同参画推進委員会の運営

計画の確実な推進を図るため、男女共同参画の推進に関する重要事項及び男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる事項の調査、審議を行う機関として各分野の有識者等で構成する、男女共同参画推進委員会を定期的に開催します。
(政策企画課)

3. 計画の実施における進行管理

計画の実施において、実効性を高めるために毎年度具体的な取組の進捗状況をとりまとめ、評価を行います。
(政策企画課)

第6章

計画の推進

この計画を推進するにあたっては、町における推進体制の充実を図りながら、あらゆる政策・方針の決定や実施について男女共同参画の視点が反映できるよう職員の理解を深めるとともに、関係する行政機関等との横断的連携を一層強化し、総合的かつ効果的な取組を目指します。

また、町全体の男女共同参画に対する気運の醸成を旨として、住民はもとより事業者や各種団体に対し本計画について広く周知を図り、男女共同参画社会の実現に向けて積極的な協力を呼びかけていきます。

1. 庁内推進体制の整備・充実

長与町のまちづくりに関わる施策に男女共同参画についての視点を反映させていくため、「長与町男女共同参画推進会議」並びに「男女共同参画推進員」を中心とした関係各課の連携強化や充実を図り、全庁体制の下に計画を推進します。

2. 住民・事業者・各種団体との協働

町内各地域・事業所・各団体で男女共同参画に関する取組が進むよう、情報提供・研修機会の提供等を行い、男女共同参画の推進に協働で取り組みます。

3. 長与町男女共同参画推進委員会との連携

定期的に男女共同参画推進委員会を開催し、計画の進捗状況の報告を行い、意見を求めながら計画のさらなる推進を図ります。

4. 男女共同参画に関する条例の制定

男女共同参画社会の実現に向けた実効性のある取組を進めるため、男女共同参画に関する条例の制定等を検討します。

5. 苦情処理対策

長与町の男女共同参画の施策推進に関する意見・苦情等については、県や関係機関、関係団体等と連携しながら適切な対応に努めます。

6. 計画の進行管理

計画の実効性と透明性を高めるため、毎年度、進捗状況を把握し、広報紙やホームページ等で結果を公表するなど進行管理に努めます。

第7章

計画の進捗を図る指標

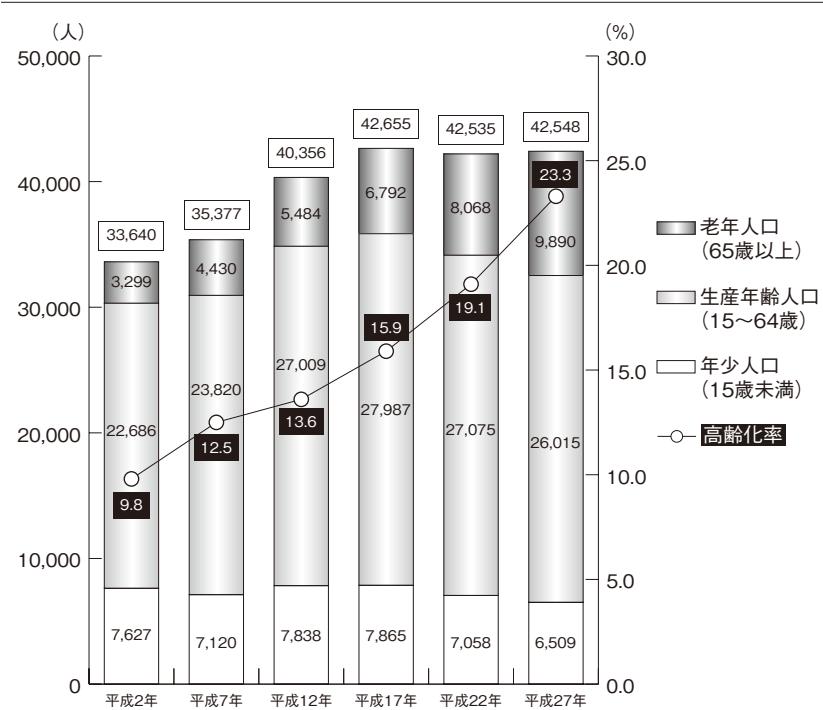
重 点 目 標	項 目	実績値 (H28年度) (2016年度)	目標値 (H34年度) (2022年度)	所管課
I. あらゆる分野における女性の活躍	町の審議会等における女性委員の割合	32.2%	40.0%	審議会所管課
	町の管理職に占める女性の割合	14.3%	20.0%	総務課
	女性の雇用環境の整備に向けた関係法令等の周知	0回	2回	産業振興課 政策企画課
	男女共同参画に資する労働法規等関連情報の事業所への周知	1回	1回	産業振興課
	求職者支援にかかる情報の周知	2回	2回	産業振興課
	能力や技術力向上に資する研修や講習等の回数	3回	3回	産業振興課
	親子教室の参加保護者数	1,074人	1,500人	生涯学習課
	男性の家事育児介護参画支援のための施策への参加者数	418人	520人	生涯学習課 健康保険課 介護保険課
	パパママ学級父親参加率	37.5%	40.0%	こども政策課
	環境サポーターの活動数	23回	28回	住民環境課
II. 安全・安心な暮らしの実現	人権教育講演会への参加者数	1,032人	1,300人	生涯学習課
	子宮がん検診受診率	12.7%	20.0%	健康保険課
	乳がん検診受診率	15.1%	20.0%	健康保険課
	婦人の健診受診者数	116人	180人	健康保険課
	1～2か月児相談参加率	53.7%	60.0%	こども政策課
	シルバー人材センター会員数	292人	340人	産業振興課
	老人クラブへの加入者数	1,632人	2,000人	福祉課
	介護予防事業への参加者数	808人	900人	介護保険課
III. 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備	Webサイト（大きくなれ、プラス）閲覧件数	12,912件	30,000件	こども政策課
	保育所待機児童数	0人	0人	こども政策課
	ファミリーサポートセンター会員数	845人	1,000人	こども政策課
	子育て支援センター利用者数	27,451人	36,000人	こども政策課
	DV予防教室の開催中学校数	3校	3校	政策企画課
	町の広報紙等への男女共同参画記事の掲載	7回	8回	政策企画課

参考資料

データで見る男女共同参画の現状

(1) 長与町の人口・世帯・労働力率等の動向

総人口の推移

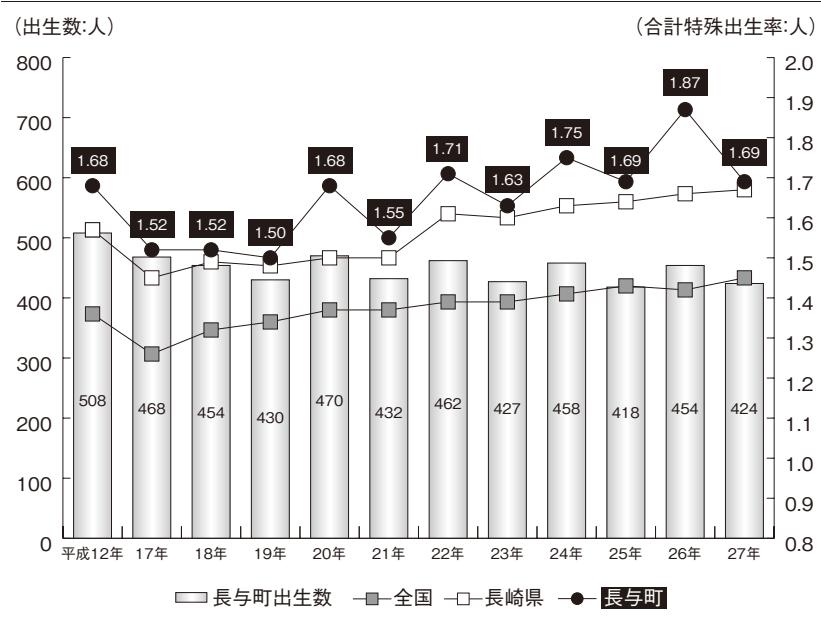


本町の総人口は平成17年までは増加基調にありました、その後横ばいとなり、平成27年は42,548人となっています。平成2年と平成27年を比較すると、年少人口は15%近く減少となる一方、生産年齢人口は15%増加しています。また、高齢化率は9.8%から23.3%へと大きく増加しました。

(総務省「国勢調査」)

注：総人口には年齢不詳含む

出生数及び合計特殊出生率の推移

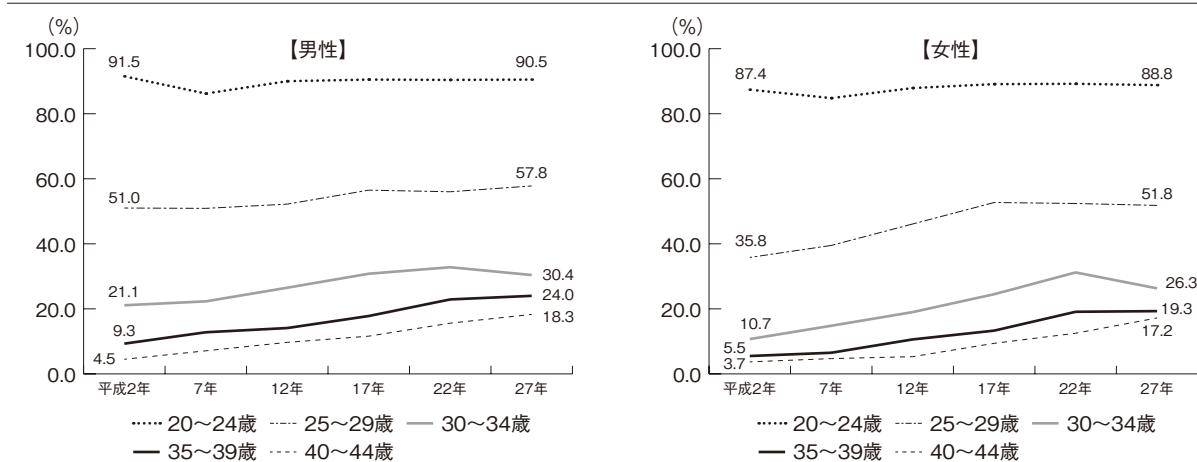


本町の出生数は平成16年までは年間500人前後で推移してきましたが、近年は減少傾向で年間450人前後になり、平成27年は424人となっています。

一方、合計特殊出生率は全国・県を大きく上回って推移しており、平成27年も1.69と全国(1.45)、県(1.67)を上回っています。

(長崎県衛生統計年報
[人口動態編]、異動人口調査)

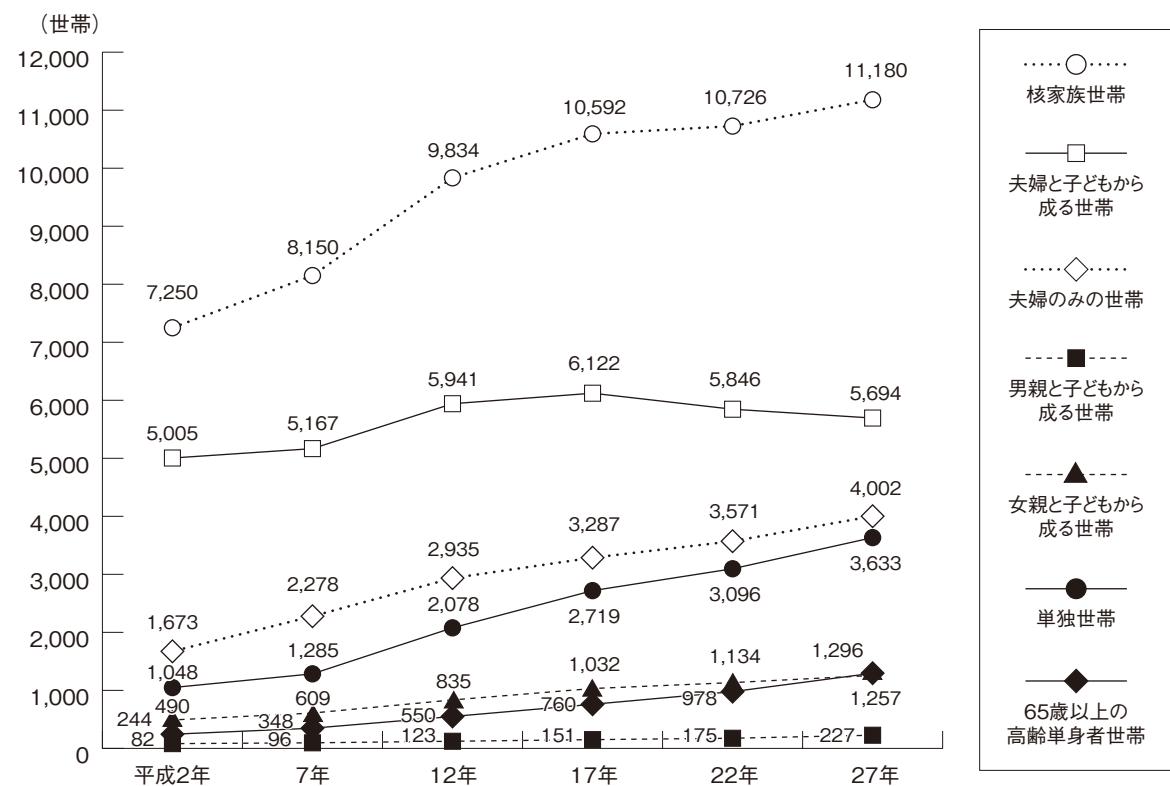
未婚率の推移



平成2年と平成27年を比較すると、男女ともに未婚率は上昇しています。

(総務省「国勢調査」)

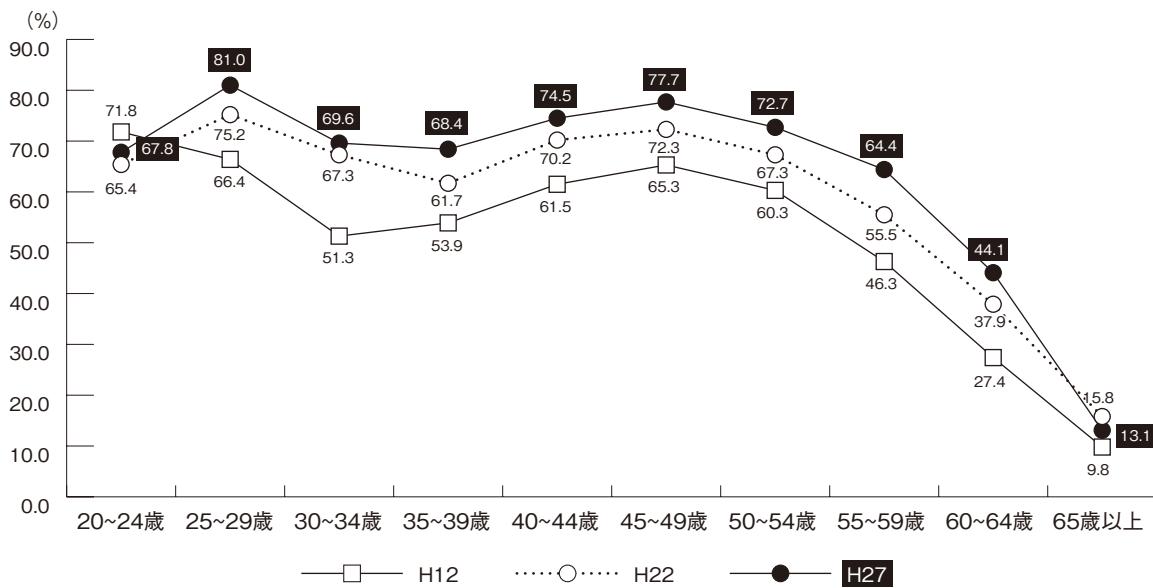
一般世帯の家族類型の推移



「夫婦と子どもから成る世帯」は平成17年をピークに減少傾向にあります、「核家族世帯」「夫婦のみの世帯」「単独世帯」は年々増加しており、中でも「65歳以上の高齢単身者世帯」は平成27年で1,257世帯となっています。また、離婚等の増加により母子・父子世帯も増加傾向にあります。

(総務省「国勢調査」)

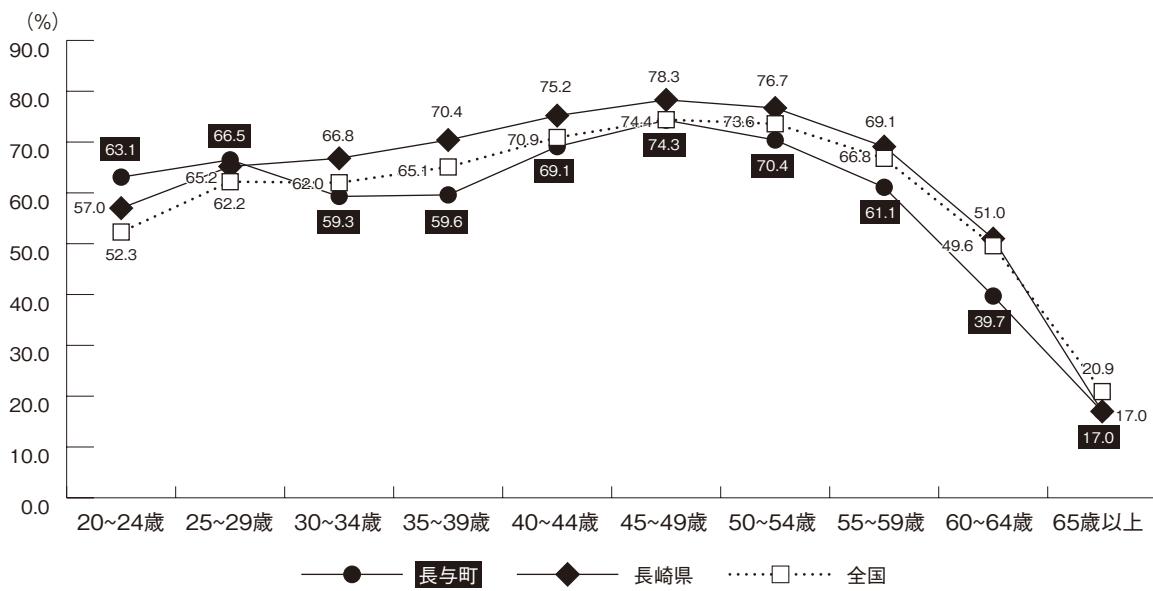
女性の年齢階級別労働率の推移



平成12年から平成27年の15年間でM字カーブ²⁴は浅くなっているものの、依然としてM字カーブを描いています。また、M字の底となる年齢階級も上昇しており、平成12年は30～34歳（51.3%）がM字の底となっていましたが、平成27年では35～39歳（68.4%）がM字の底となっています。

（総務省「国勢調査」）

有配偶者女性の年齢階級別労働力率の国・県・長与町の比較（平成27年）



有配偶者女性の労働力率を国・県と比較すると、20代は国・県を上回りますが、30代以上では国・県より低い水準にあります。

（総務省「平成27年国勢調査」）

24 M字カーブ

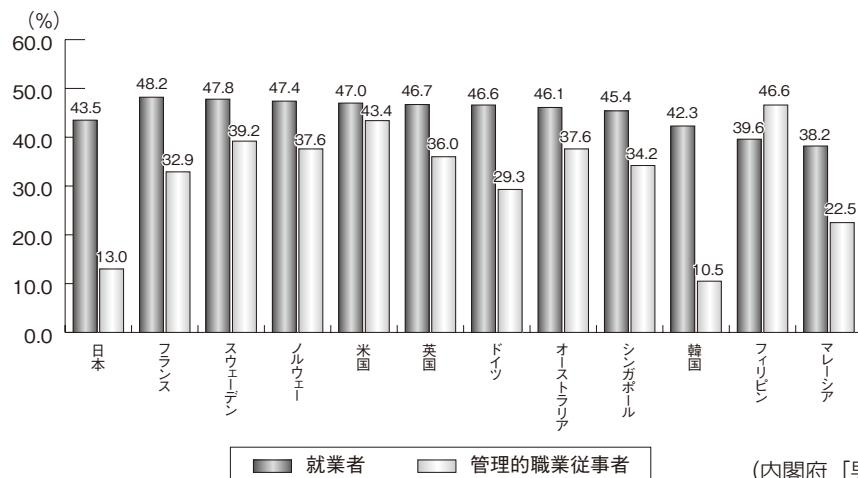
日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になる。M字を描く原因は、出産・子育て期に離職する女性が多いことにある。なお、国際的にみると台形型に近くなっている国が多く、先進国でM字を描く国は日本だけと言われている。

(2) データで見る長与町第3次男女共同参画計画

重点目標 I あらゆる分野における女性の活躍

推進施策 1 政策方針決定過程への女性の参画拡大

就業者及び管理的職業従事者に占める女性の割合（国際比較）

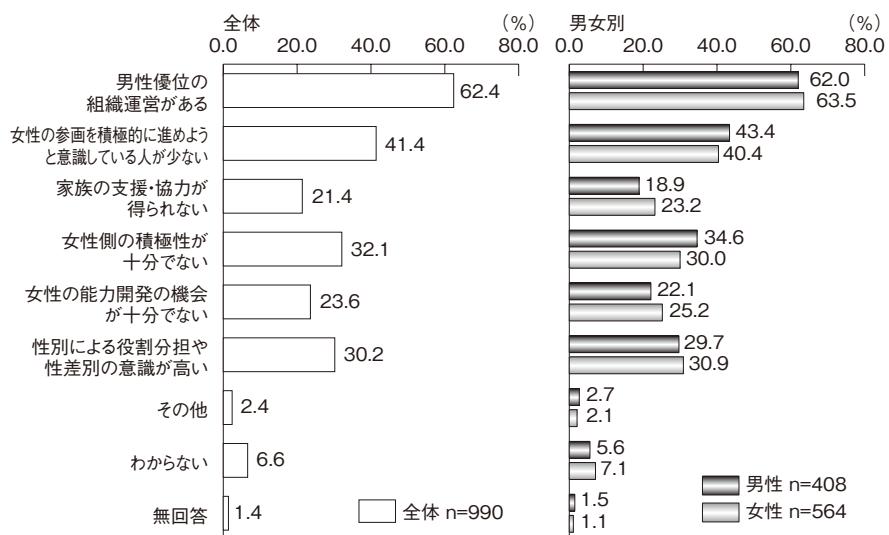


わが国の管理的職業従事者に占める女性の割合は、平成28年においては13.0%であり、諸外国と比べて低い水準となっています。

(備考)

- 総務省「労働力調査（基本集計）」（平成28年）、その他の国はILO“ILOSTAT”より作成。
- フランス、スウェーデン、ノルウェー、英国及びドイツは2016（平成28）年、米国は2013（平成25）年、その他の国は2015（平成27）年の値。
- 総務省「労働力調査」では、「管理的職業従事者」とは、就業者のうち、会社役員、企業の課長相当職以上、管理的公務員等。また、「管理的職業従事者」の定義は国によって異なる。

政策の企画や方針決定の過程に女性の参画が少ない現状の理由

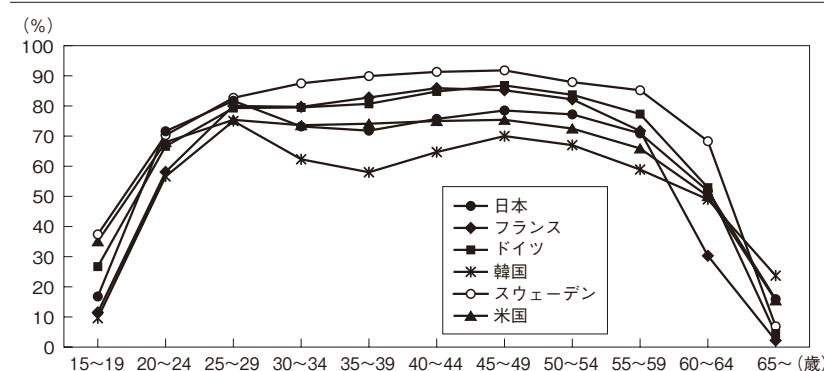


男女ともに「男性優位の組織運営がある」が60%を超え、最大の理由となっています。次いで「女性の参画を積極的に進めようと意識している人が少ない」が40%台となっています。

(平成29年 アンケート調査)

推進施策2 働き方の改革、仕事と生活の調和と女性の活躍推進

主要国における女性の年齢階級別労働力率



(備考)

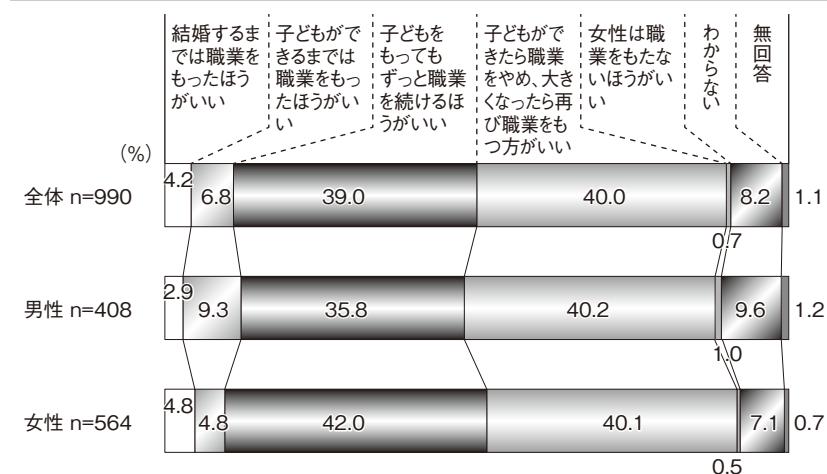
1. 日本は総務省「労働力調査（基本集計）」（平成28年）、その他の国はILO“ILOSTAT”より作成。いずれも2016（平成28）年値。
2. 労働力率は、「労働力人口（就業者+完全失業者）」／「15歳以上人口」×100。
3. 米国の15～19歳の値は、16～19歳の値。

諸外国を見ると、韓国ではわが国と同様にM字カーブを描いていますが、他の欧米諸国では見られません。

(内閣府

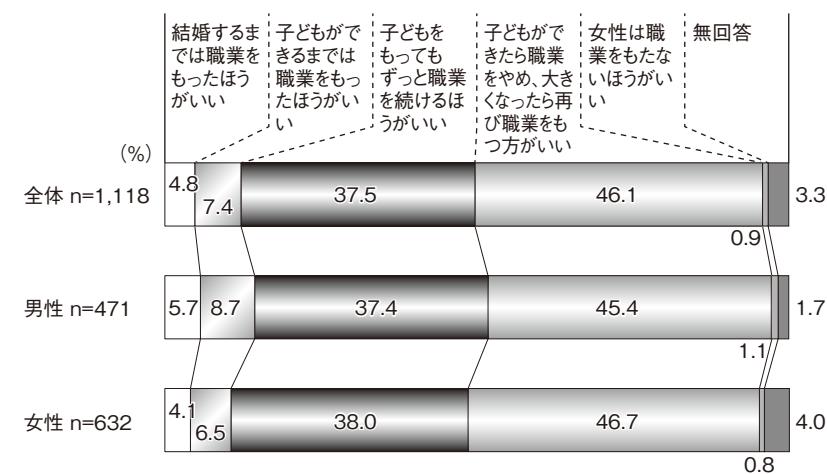
「男女共同参画白書 平成29年版」)

女性が仕事をすること



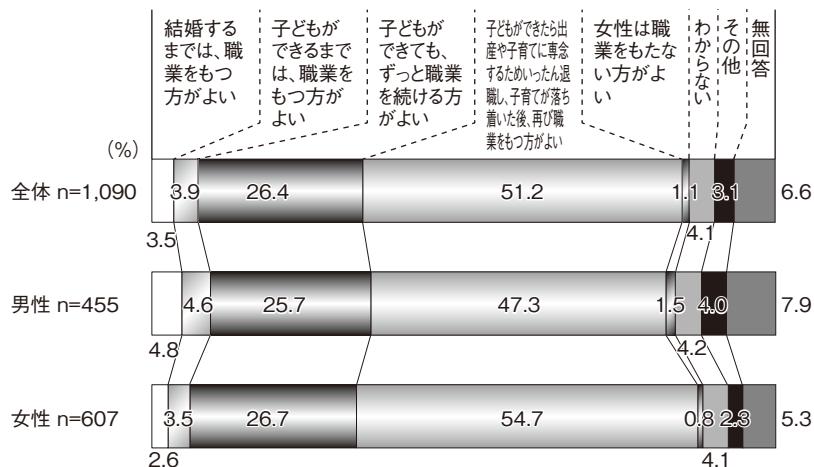
女性が仕事をすることについて、全体では「子どもをもってもずっと職業を続けるほうがいい」（継続就業型）39.0%と「子どもができたら職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつ方がいい」（一時中断型）40.0%がほぼ同率となっていますが、男性では一時中断型が多いのに対し、女性では継続就業型が若干上回っています。

(平成29年 アンケート調査)



平成24年実施のアンケート調査と比較すると、全体では、一時中断型が約6%減少し、女性においては、継続就業型が4%増加しています。

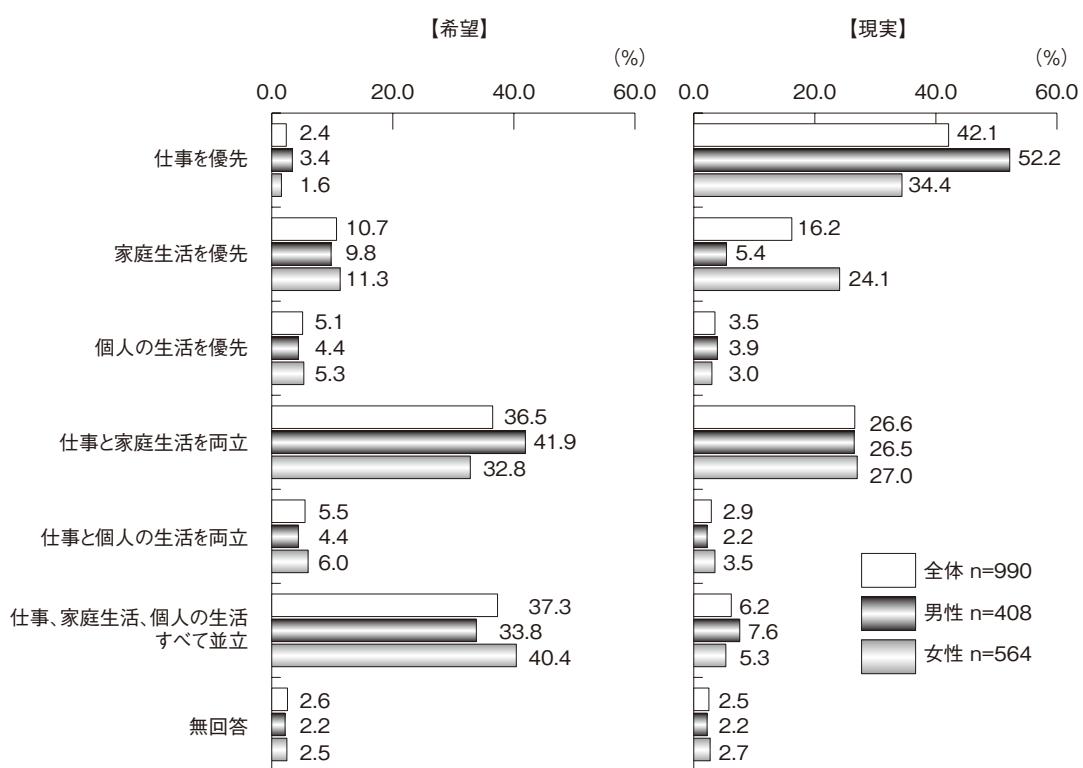
(平成24年 アンケート調査)



平成26年に長崎県が実施した県民意識調査では、継続就業型は一時中断型の約半分となり、県の中では長与町は、女性が子育てをしながら仕事を続けることに対して積極的であることが伺えます。

(平成26年 県民意識調査)

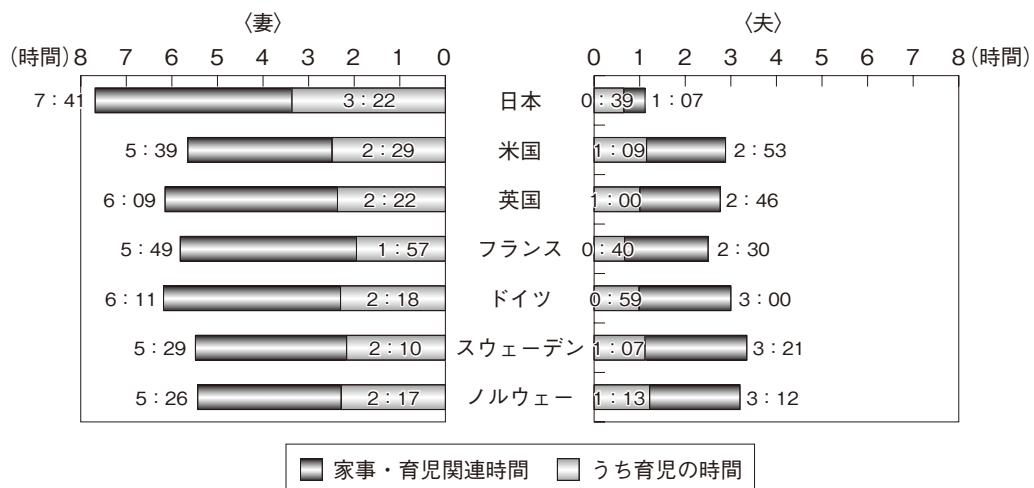
ワーク・ライフ・バランスの希望と現実



ワーク・ライフ・バランスの希望と現実について「仕事と家庭生活を両立」「仕事、家庭生活、個人の生活すべて並立」を“希望”としながらも、“現実”では「仕事を優先」が最も高く、特に男性でその傾向が強くなっています。また「家庭生活を優先」では女性の比率が高くなっています。

(平成29年 アンケート調査)

6歳未満の子供を持つ夫婦の家事・育児関連時間（1日当たり、国際比較）



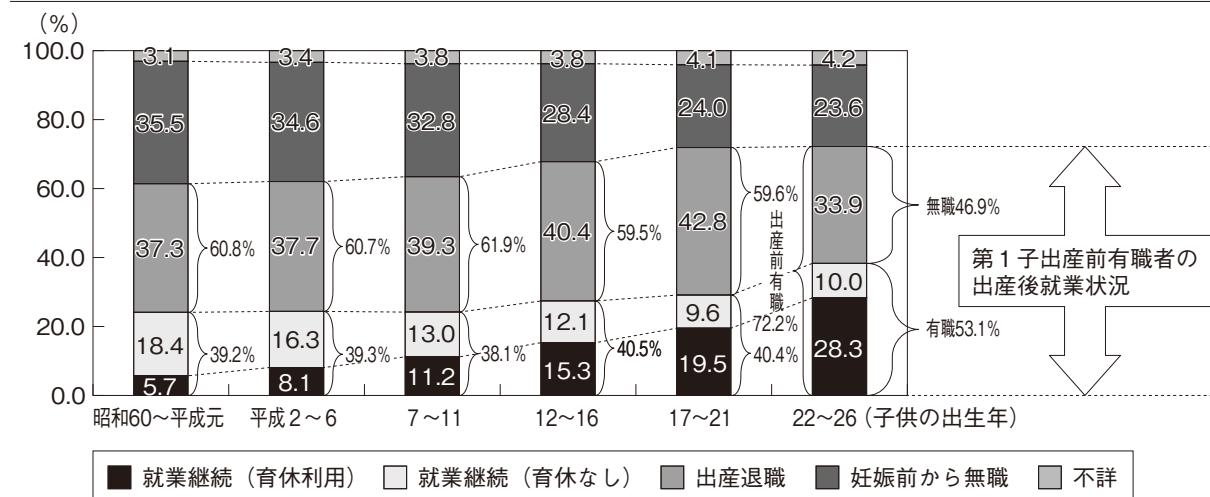
わが国では、平成23年における6歳未満の子供を持つ夫婦の家事・育児に費やす時間（1日当たり）は1時間7分と、他の先進国と比較して低水準にとどまっています。

（内閣府「男女共同参画白書 平成29年版」）

（備考）

- 総務省「社会生活基本調査」（平成23年）、Bureau of Labor Statistics of the U.S. "American Time Use Survey" (2015) 及びEurostat "How Europeans Spend Their Time Everyday Life of Women and Men" (2004) より作成。
- 日本の値は、「夫婦と子供の世帯」に限定した夫と妻の1日当たりの「家事」、「介護・看護」、「育児」及び「買い物」の合計時間（週全体平均）。

子供の出生年別第1子出産前後の妻の就業経歴



第1子出産前後に女性が就業を継続する場合は、これまで4割前後で推移していましたが、平成22年～26年に約5割へと上昇しました。特に、育児休業を取得して就業継続した女性の割合は、昭和60年～平成元年の5.7%から28.3%へと大きく上昇しました。

（内閣府「男女共同参画白書 平成29年版」）

（備考）

- 国立社会保障・人口問題研究所「第15回出生動向基本調査（夫婦調査）」より作成。

2. 第1子が1歳以上15歳未満の初婚どうしの夫婦について集計。

3. 出産前後の就業経歴

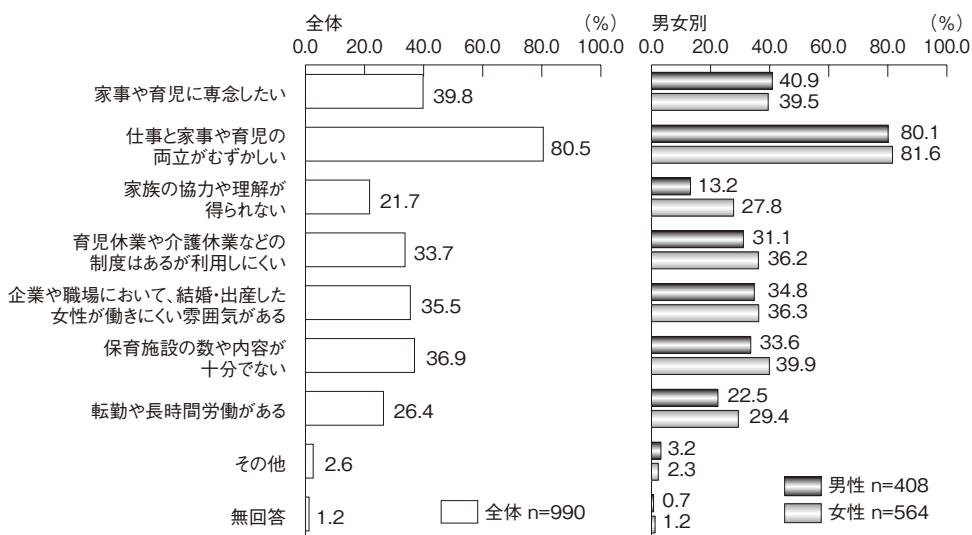
就業継続（育休利用）－妊娠判明時就業～育児休業取得～子供1歳時就業

就業継続（育休なし）－妊娠判明時就業～育児休業取得なし～子供1歳時就業

出産退職－妊娠判明時就業～子供1歳時無職

妊娠前から無職－妊娠判明時無職～子供1歳時無職

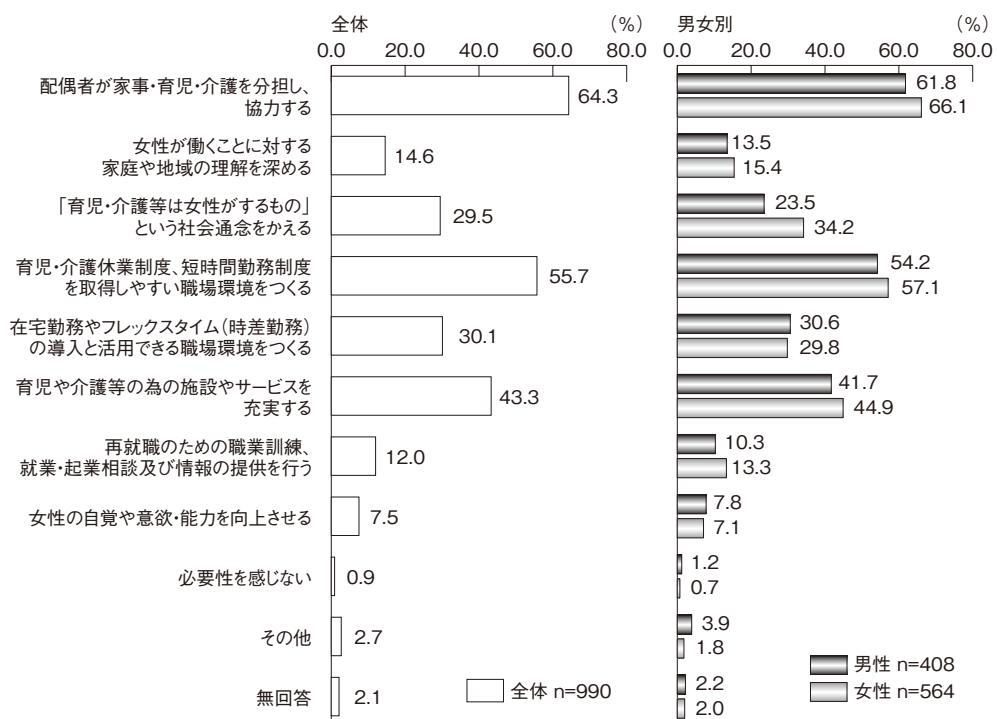
女性が結婚や出産を機に仕事を辞める理由



男女ともに「仕事と家事・育児の両立の困難さ」を最大の理由にあげています。

(平成29年 アンケート調査)

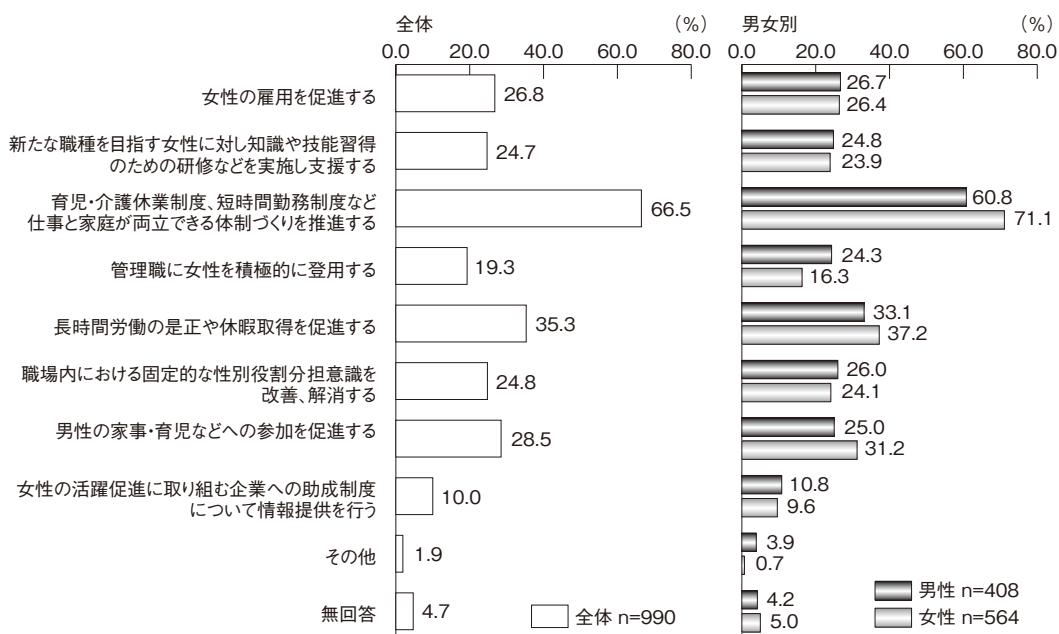
仕事と家庭を両立していくために必要なこと



「配偶者が家事・育児・介護を分担し、協力する」が64.3%と最も多く、「育児・介護休業制度、短時間勤務制度を取得しやすい職場環境をつくる」と「育児や介護等の為の施設やサービスを充実する」が続いています。

(平成29年 アンケート調査)

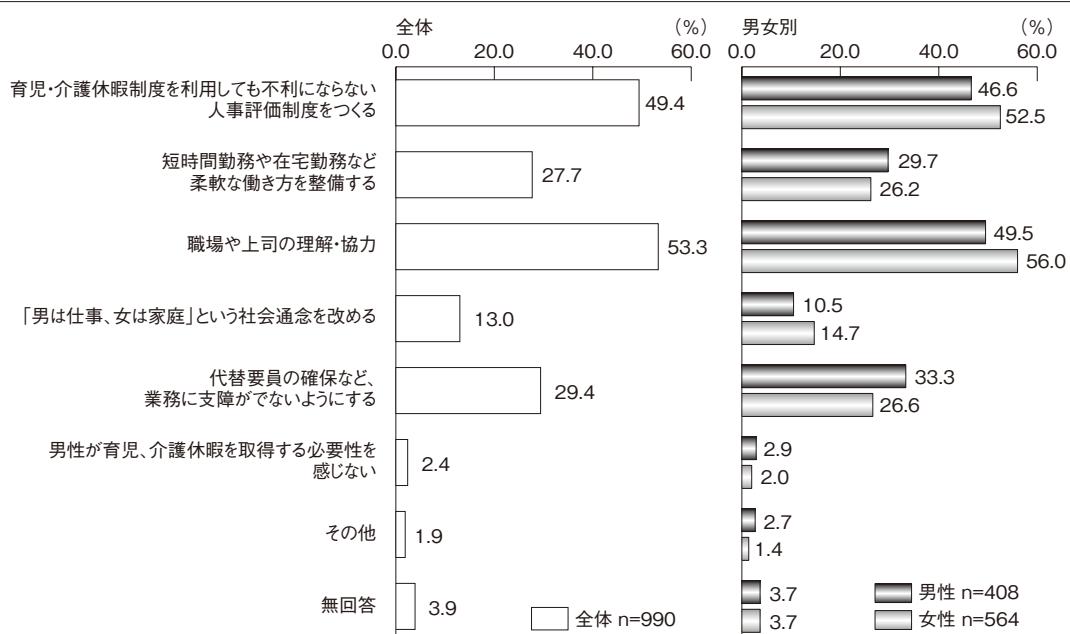
職場において女性の活躍を推進するために必要なこと



全体、男女ともに「育児・介護休業制度、短時間勤務制度など仕事と家庭が両立できる体制づくりを推進する」が66.5%と圧倒的多数で他を引き離しています。

(平成29年 アンケート調査)

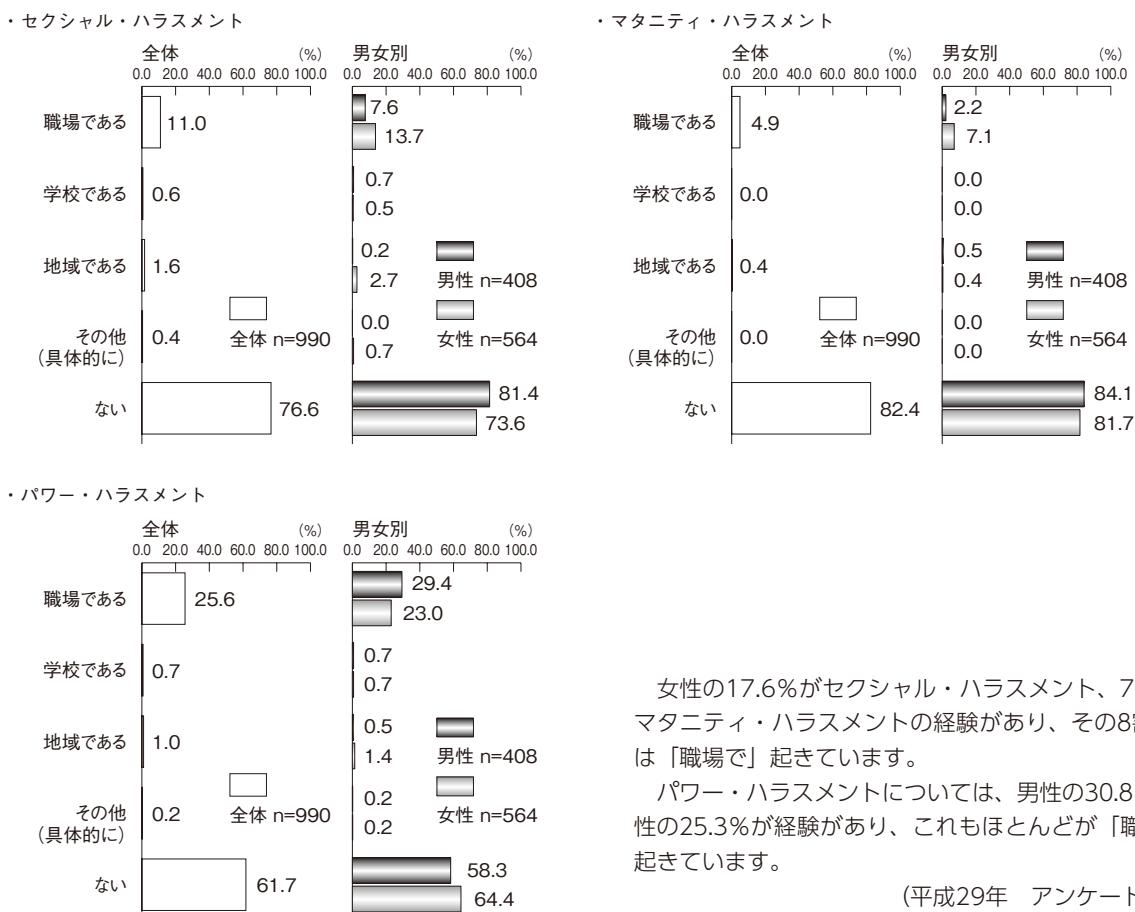
男性の育児、介護休暇が取りにくい状況を改善するために必要なこと



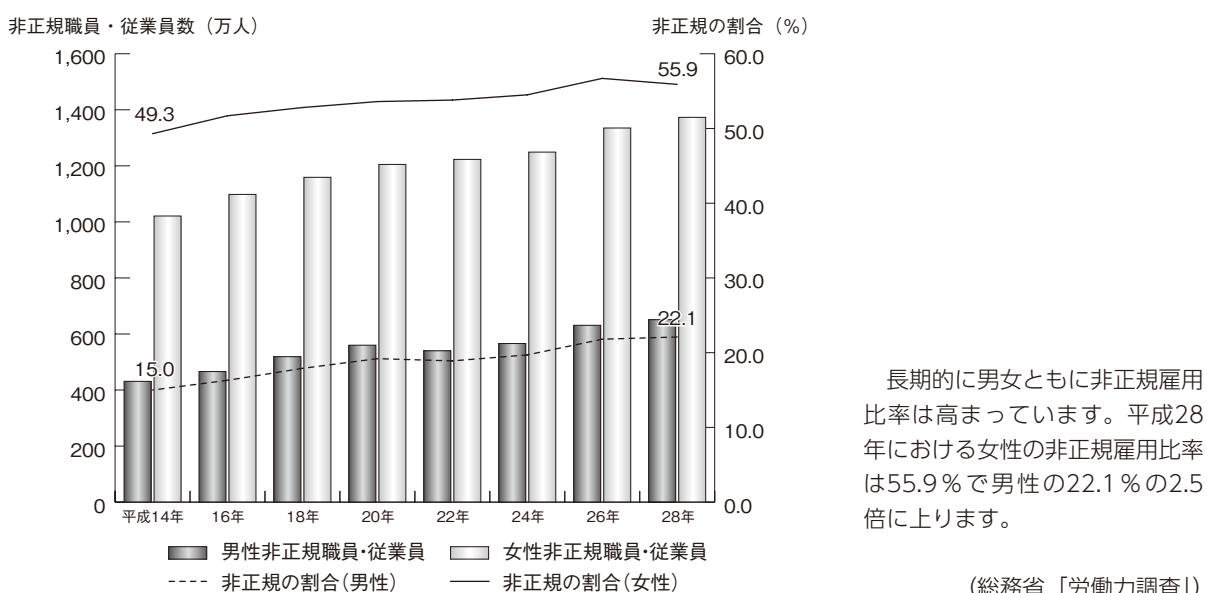
「職場や上司の理解・協力」、「育児・介護休暇制度を利用しても不利にならない人事評価制度をつくる」がいずれも約50%となっており、いずれも男性より女性の回答が多くなっています。「代替要員の確保など、業務に支障がないようにする」と「短時間勤務や在宅勤務など柔軟な働き方を整備する」については、女性よりも男性の回答が多くなっています。

(平成29年 アンケート調査)

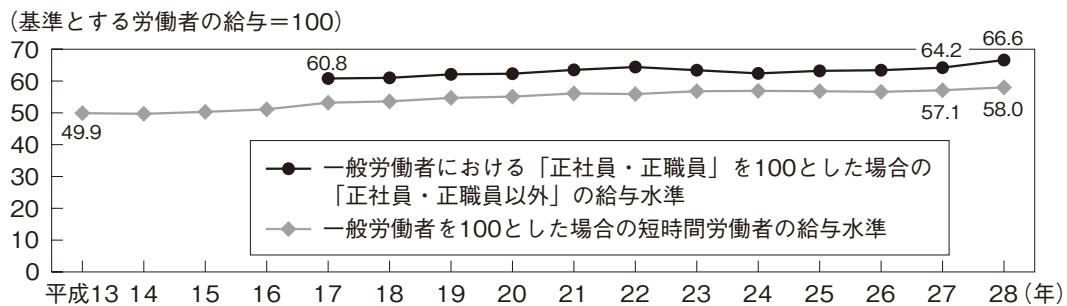
ハラスメントの経験とその場所



わが国の男女別非正規雇用者の推移



雇用形態・就業形態間の1時間当たり平均所定内給与格差の推移（男女計）



雇用形態による給与額の差について、平成28年は、一般労働者のうち、正社員・正職員の1時間当たりの給与水準を100としたとき、正社員・正職員以外の1時間当たりの給与水準は66.6となっています。また、一般労働者の1時間当たりの給与水準を100としたとき、短時間労働者の1時間当たりの給与水準は58.0となっています。いずれも格差は長期的に縮小傾向にあります。

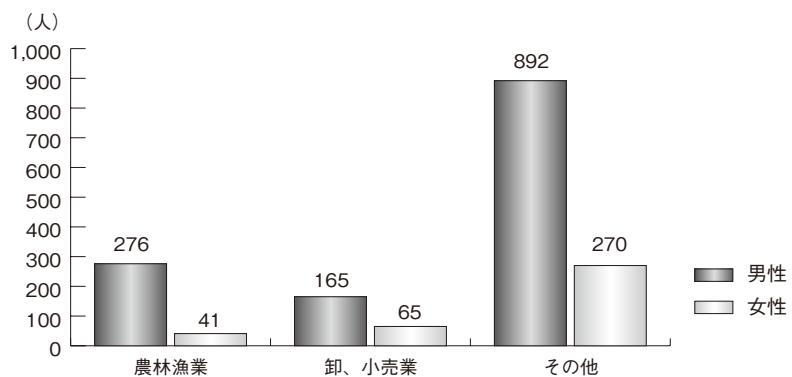
(内閣府「男女共同参画白書 平成29年版」)

(備考)

1. 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より作成。
2. 10人以上の常用労働者を雇用する民営事業所における値。
3. 一般労働者における1時間当たり所定内給与額は、「各年6月分の所定内給与額」／「各年6月分の所定内実労働時間数」。
4. 一般労働者とは、常用労働者のうち短時間労働者以外の者。
5. 短時間労働者とは、同一事業所の一般的労働者より1日の所定労働時間が短い又は1日の所定労働時間が同じでも1週の所定労働日数が少ない者。
6. 雇用形態（正社員・正職員、正社員・正職員以外）別の調査は平成17年以降行っている。

推進施策3 女性の能力開発と経済的地位の向上

農林漁業、卸・小売業、その他の男女別自営業主数（長与町）



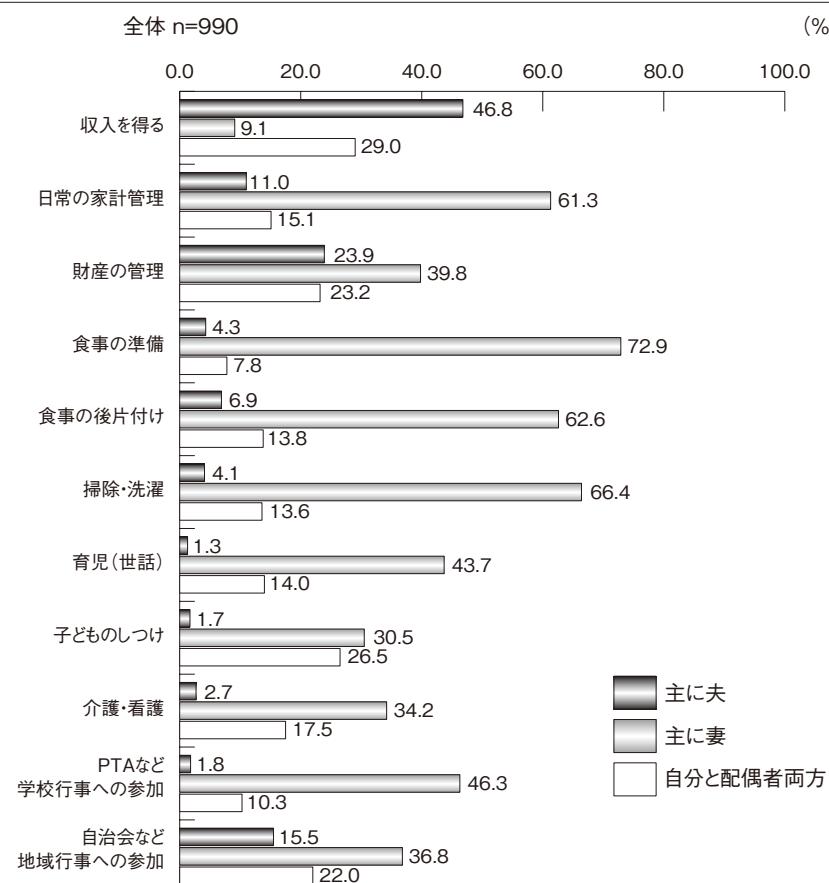
長与町の自営業主数は男性1,333人、女性376人の合計1,709人となり、割合は全従業者のうち8.5%となっています。

(注)「自営業主」とは、従業上の地位区分のうち、「雇人のある業主」「雇人のない業主」又は「家庭内職者」である人をいう。

(総務省「平成27年国勢調査」)

推進施策4 家庭・地域における男女共同参画の推進

家庭の中での男女の役割分担



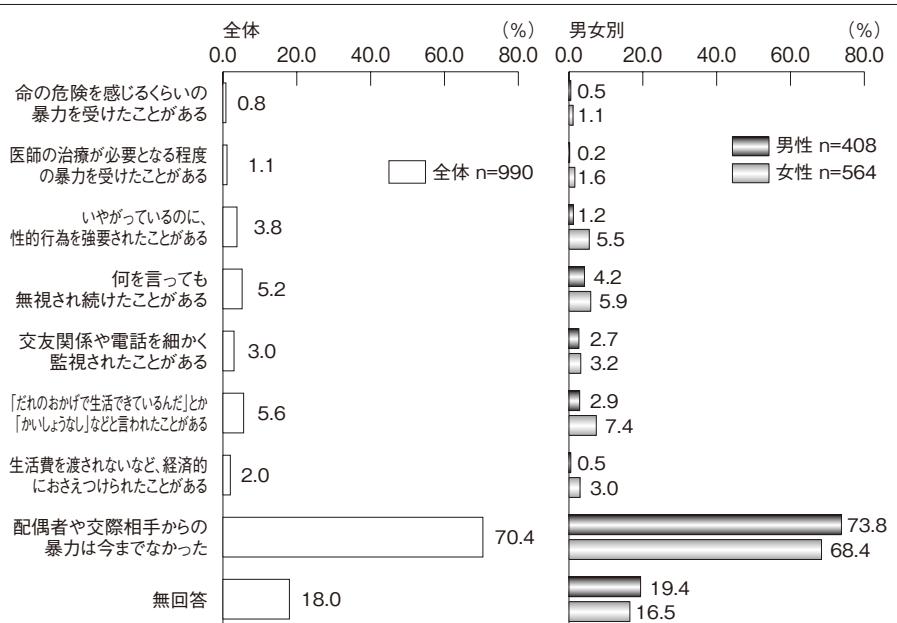
「食事の準備」「食事の後片付け」「掃除・洗濯」といった家事において「主に妻」が担っているとの回答が60%～73%に上っており、「自分と配偶者両方」を大きく引き離しています。また、「育児」や「介護・看護」についても、「主に妻」が担っているとの回答が3～4割を超えています。

(平成29年 アンケート調査)

重点目標Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現

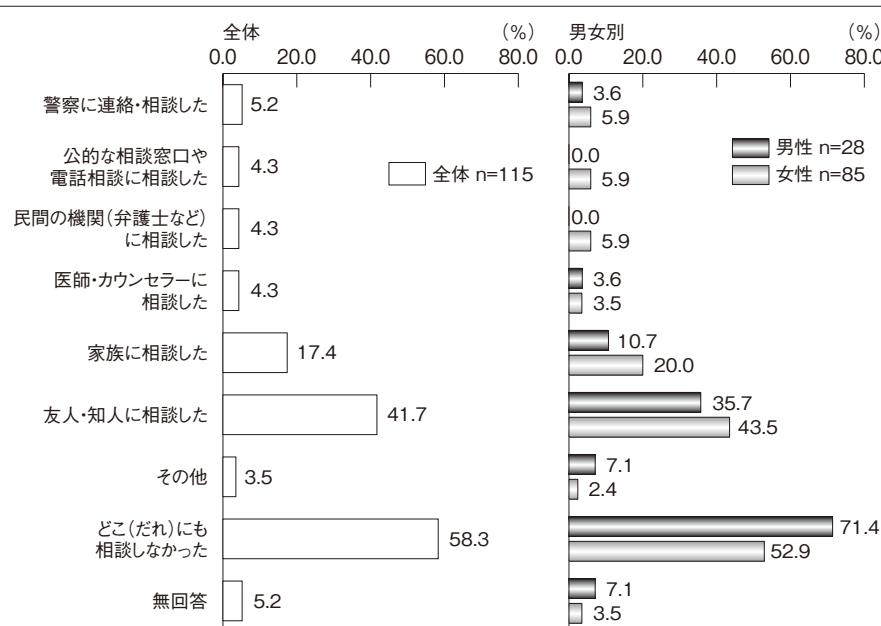
推進施策5 女性等に対するあらゆる暴力の根絶

配偶者等からの暴力被害の経験



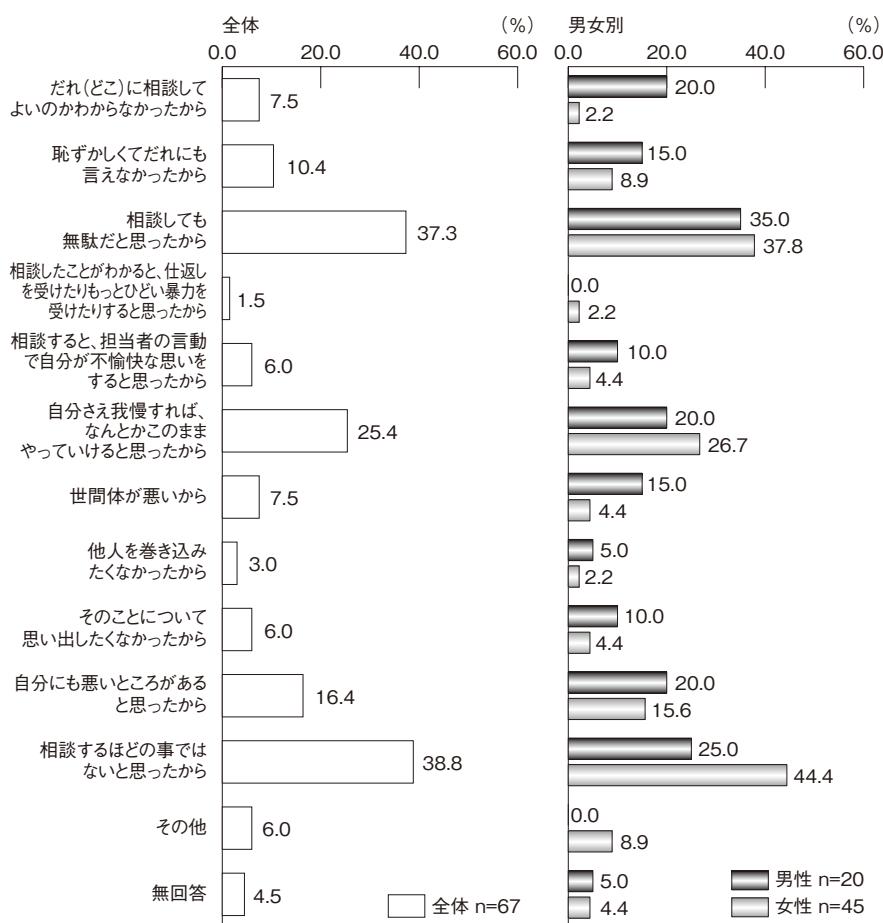
配偶者等からの暴力被害の経験は女性が15.1%、男性が6.8%と女性の方が多くなっています。

被害の相談状況



被害の相談については「どこ(だれ)にも相談しなかった」が女性では5割、男性では7割を占め、「友人、知人」や「家族」など身近な人への相談が続き、公的機関等への相談は少ない結果となっています。

相談しなかった（できなかった）・相談しようと思わなかった理由

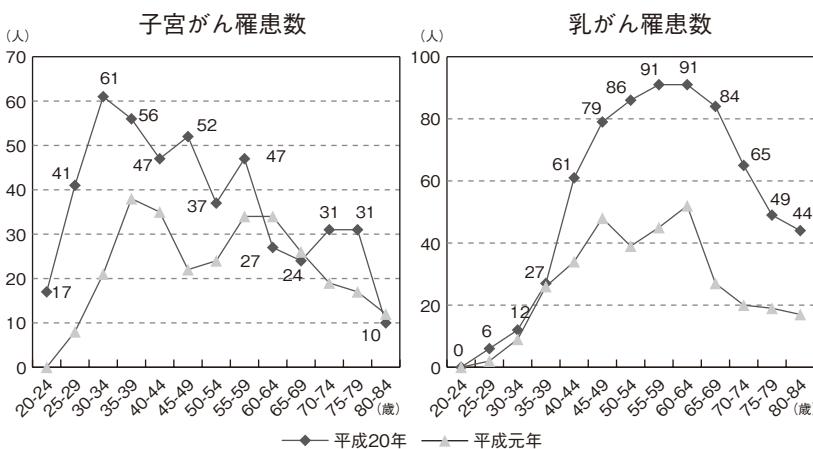


相談しなかった（できなかった）理由として、男女とも「相談しても無駄だと思った」「相談するほどの事ではない」が多くなっていますが、「相談するほどの事ではない」については男女差があり、男性よりも女性の回答が20ポイント近く上回っています。他に「自分さえ我慢すればなんとかやっていける」も全体で25.4%と、比較的高い回答数になっています。

(平成29年 アンケート調査)

推進施策6 生涯を通じた女性の健康支援

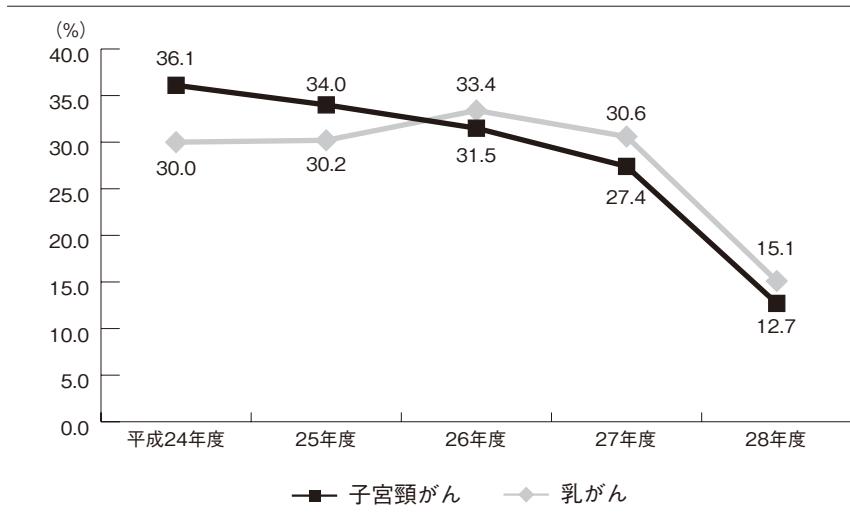
子宮がん・乳がん罹患状況（長崎県）



長崎県における子宮がんについては、20～40歳代の罹患数が特に増加しています。また、乳がんについては、40歳代以上の罹患数が特に増加しています。

(県「長崎県のがん登録」)

子宮がん・乳がん検診受診率の推移（長与町）

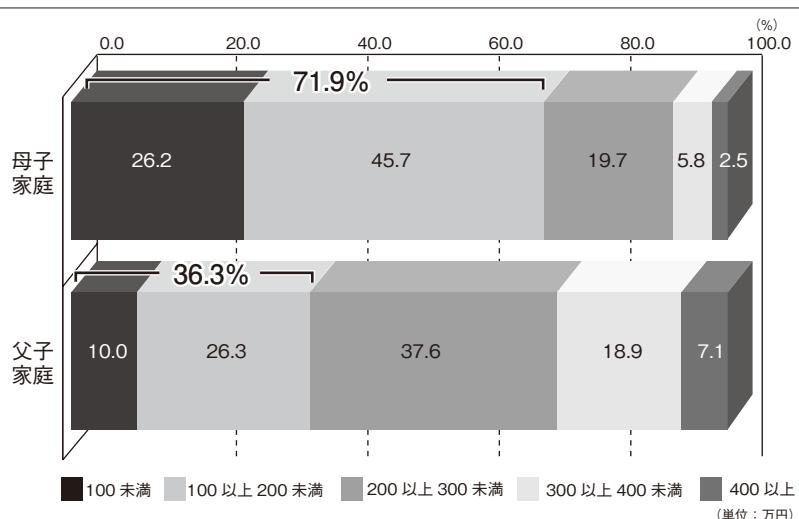


長与町における子宮がん・乳がん検診受診率について、平成24年度以降は乳がん検診受診率が子宮がん検診受診率を上回っています。
(※平成28年度の受診率については、国へ報告する地域保健・健康増進事業報告による対象者のとらえ方の変更（就業者を除く→全住民）により低下しています。)

(町調べ)

推進施策7 生活上の困難を抱える人が安心して暮らせる環境の整備

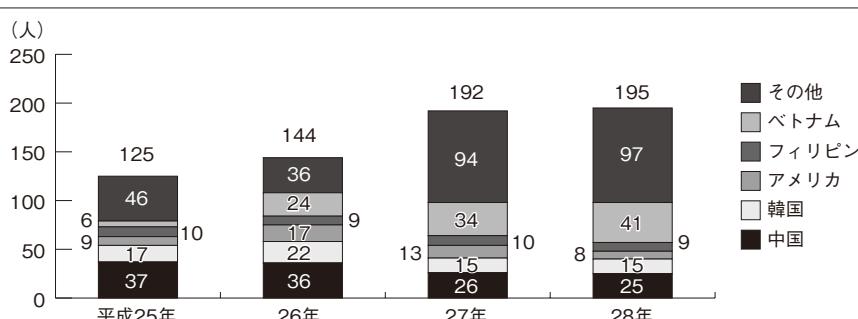
児童扶養手当を受給するひとり親世帯の年間収入額（長崎県）



長崎県の児童扶養手当を受給しているひとり親世帯の年間収入額は、200万円未満が母子家庭で71.9%、父子家庭で36.3%となっており、母子家庭の多くが経済的に厳しい状況にあると考えられます。

(県「児童扶養手当受給者へのアンケート」H27.8実施)

外国人人口（長与町）



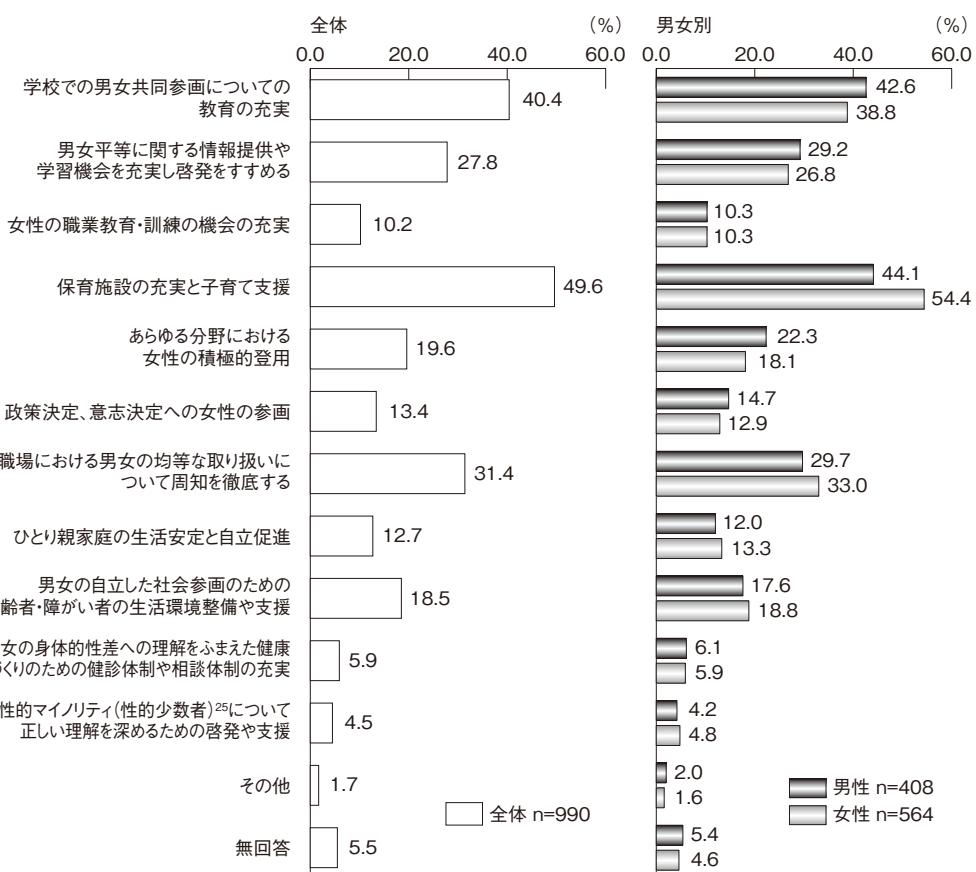
長与町における外国人人口について、平成28年は195人で平成25年と比較すると70人増加しています。

(町調べ)

重点目標Ⅲ 男女共同参画の実現に向けた基盤の整備

推進施策8 男女共同参画の実現に向けた支援基盤の整備

男女共同参画社会を実現するために今後力を入れるとよいこと



男女共同参画社会を実現するために必要なこととして、「保育施設の充実と子育て支援」が49.6%と最も高く、特に女性で回答が多くなっています。第2位に「学校での男女共同参画についても教育の充実」が続いています。

(平成29年 アンケート調査)

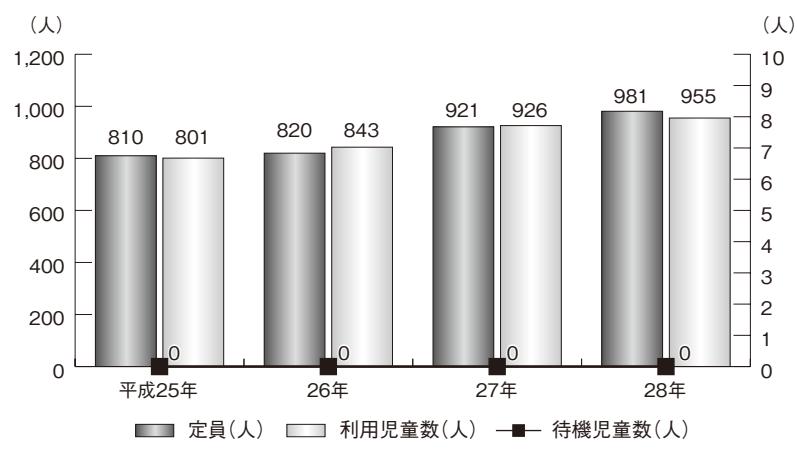
仕事と家庭を両立していくために必要なこと

(p49に掲載)

25 性的マイノリティ (性的少数者)

こころの性とからだの性が一致しない、あるいはこころの性がはっきりとしない人たちの総称。

保育所定員、利用児童数及び待機児童数の推移（長与町）



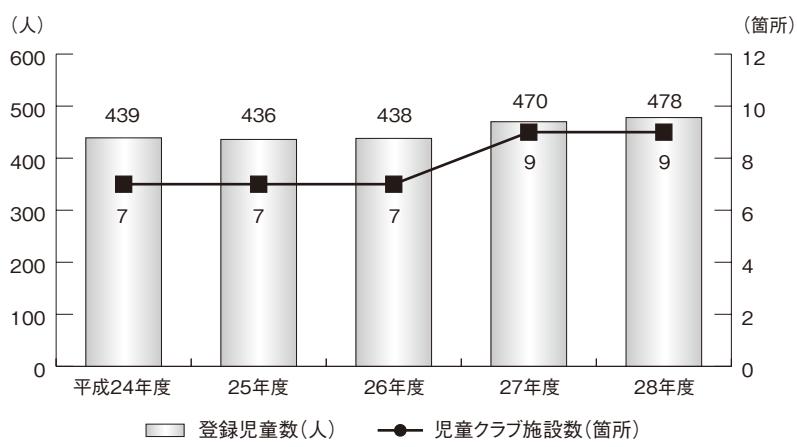
長与町における保育所定員及び入所児童数は、施設の整備等により年々増加しており、平成28年度は保育所定員981人、入所児童955人となっており、平成28年度までは待機児童数は0人で推移しています。

※各年4月1日現在

※H27年以降は認定こども園を含む。（定員・入所児童数は保育認定子どものみ）

(町調べ)

放課後児童クラブ登録児童数の推移（長与町）



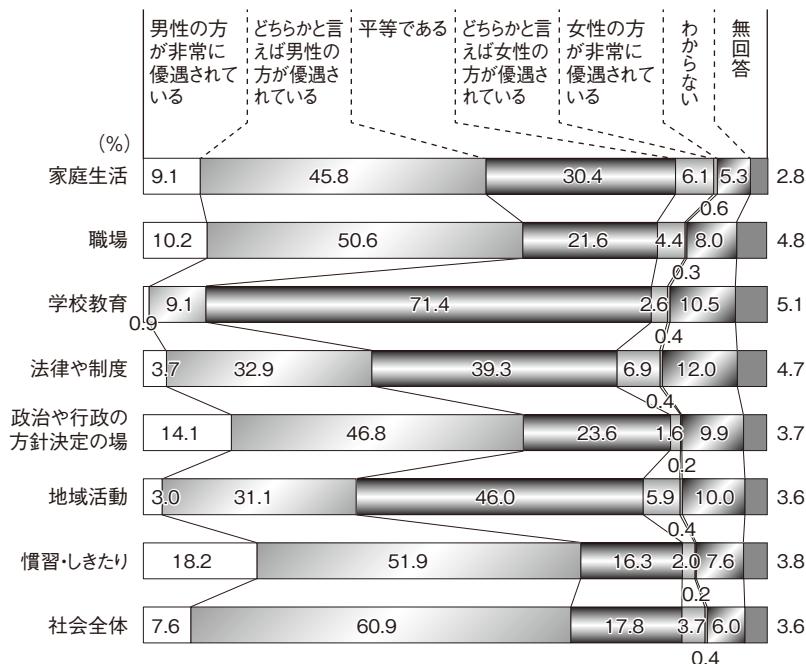
長与町における放課後児童クラブの登録児童数は、施設の整備等により年々増加しており、平成28年度時点では9施設で、登録児童数は478人となっています。

※各年5月1日現在

(町調べ)

推進施策9 教育を通じた男女共同参画の推進

各分野における男女の地位



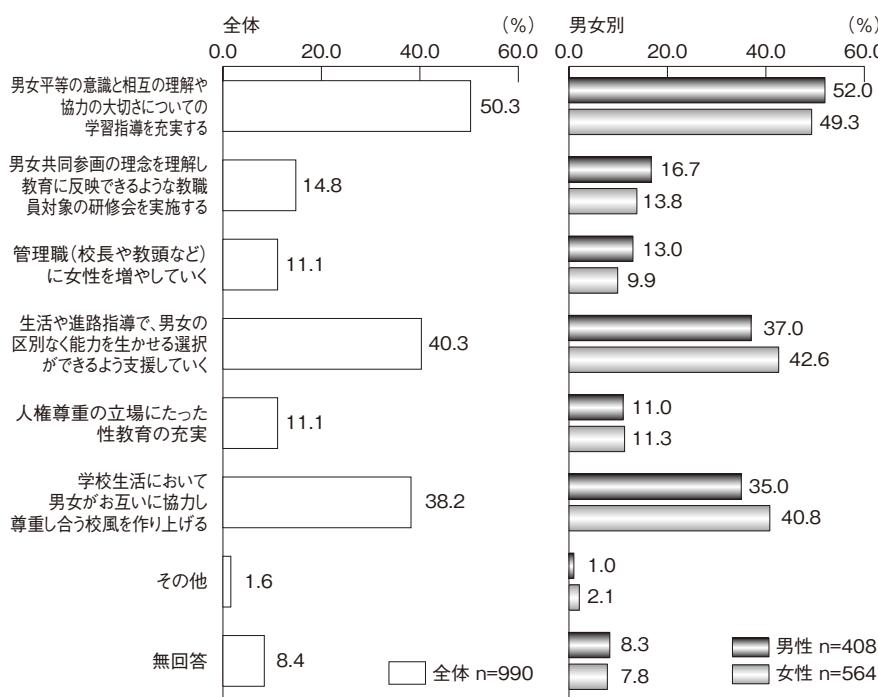
各分野における男女の地位について、「平等」と回答した割合は「学校教育」が71.4%と非常に高く、第2位の「地域活動」の46.0%を大きく上回っています。

「男性優遇」は「職場」や「政治や行政の方針決定の場」が60%台にのぼり、「慣習やしきたり」「社会全体」においては約70%となっています。

「女性優遇」は「法律や制度」の7.3%が第1位となっています。

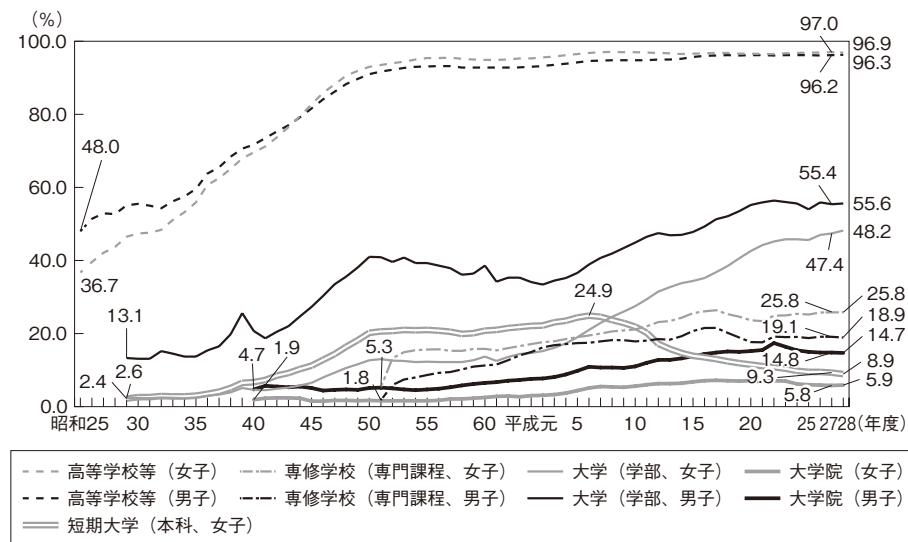
(平成29年 アンケート調査)

男女平等参画社会の実現のために学校教育の場で必要なこと



(平成29年 アンケート調査)

学校種類別進学率の推移



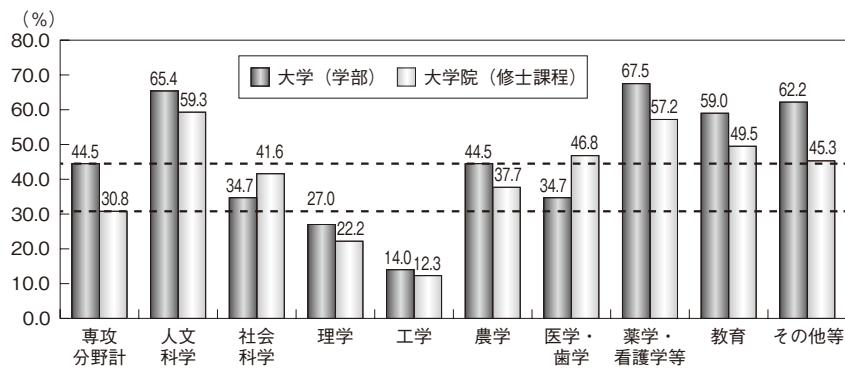
平成28年度の学校種類別の男女の進学率を見ると、高等学校等及び専修学校（専門課程）への進学率は、女子の方が高くなっていますが、大学（学部）への進学率は、女子48.2%、男子55.6%と男子の方が7.4ポイント高くなっています。女子は全体の8.9%が短期大学（本科）へ進学しており、これを合わせると、女子の大学等進学率は57.1%となります。

（内閣府「男女共同参画白書 平成29年版」）

（備考）

- 文部科学省「学校基本調査」より作成。
- 高等学校等への進学率は、「高等学校、中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部の本科・別科並びに高等専門学校に進学した者（就職進学した者を含み、過年度卒業者等は含まない。）／「中学校卒業者及び中等教育学校前期課程修了者」×100により算出。ただし、進学者には、高等学校の通信制課程（本科）への進学者を含まない。
- 専修学校（専門課程）進学率は、「専修学校（専門課程）入学者数（過年度高卒者等を含む。）／「3年前の中学校卒業者及び中等教育学校前期課程修了者」×100により算出。
- 大学（学部）及び短期大学（本科）進学率は、「大学学部（短期大学本科）入学者数（過年度高卒者を含む。）／「3年前の中学校卒業者及び中等教育学校前期課程修了者数」×100により算出。ただし、入学者には、大学又は短期大学の通信制への入学者を含まない。
- 大学院進学率は、「大学学部卒業後直ちに大学院に進学した者の数」／「大学学部卒業者数」×100により算出（医学部、歯学部は博士課程への進学者）。ただし、進学者には、大学院の通信制への進学者を含まない。

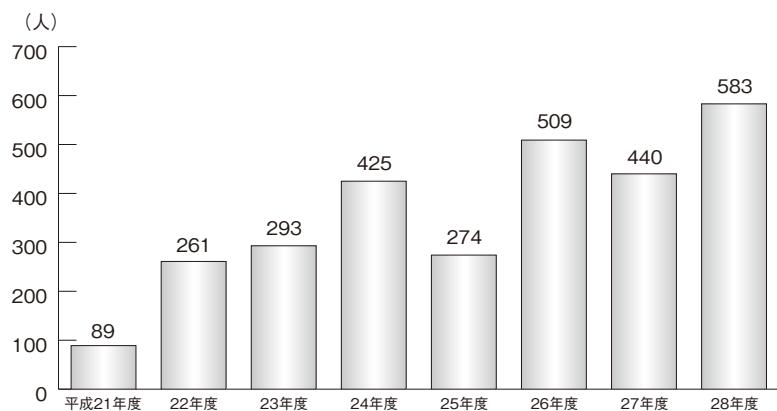
大学（学部）及び大学院（修士課程）学生に占める女子学生の割合の推移（専攻分野別、平成28年度）



平成28年度における専攻分野計での大学（学部）及び大学院（修士課程）における女子大学生の割合は、それぞれ44.5%、30.8%となっています。専攻分野別に見ると、人文科学、薬学・看護学等及び教育等では女子学生の割合が高い一方、理学及び工学分野等では女子学生の割合が低く、専攻分野によって男女の偏りが見られます。

（内閣府「男女共同参画白書 平成29年版」）

中学校におけるDV予防教育の実績（受講者数）（長与町）

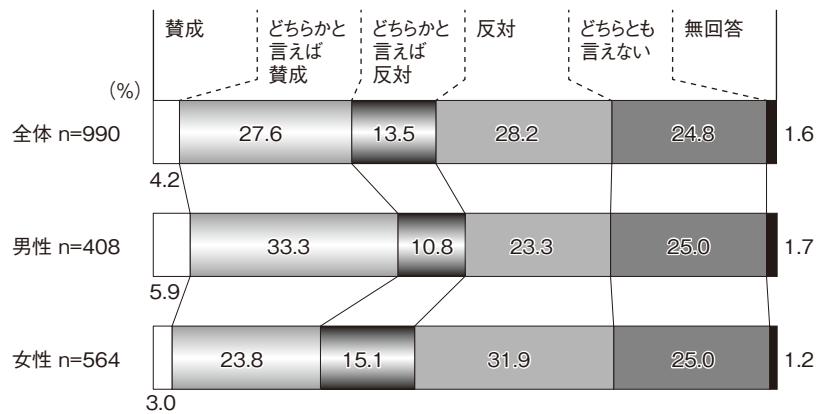


長与町では、中学校でのDV予防教育を特定非営利活動法人「DV防止ながさき」に講師を依頼し実施しており、平成26年度以降は町内全中学校3校において毎年実施しています。(学校、年度により、2・3年生合同で受講する場合があるため、受講人数に変動があります。)

(町調べ)

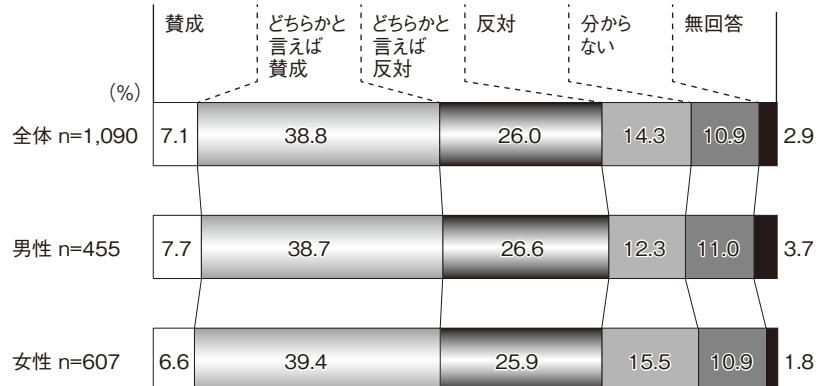
推進施策10 意識改革に向けた啓発・普及の推進

「男は仕事、女は家庭」という考え方について



「男は仕事、女は家庭」という考え方について、全体では反対派41.7%が賛成派31.8%を上回っています。男性では賛成派が反対派を5ポイント上回り、女性は反対派が賛成派を20ポイント以上上回っています。男性は年代が上がるにつれて賛成傾向となりましたが、女性は全年代で反対傾向となりました。

(平成29年 アンケート調査)



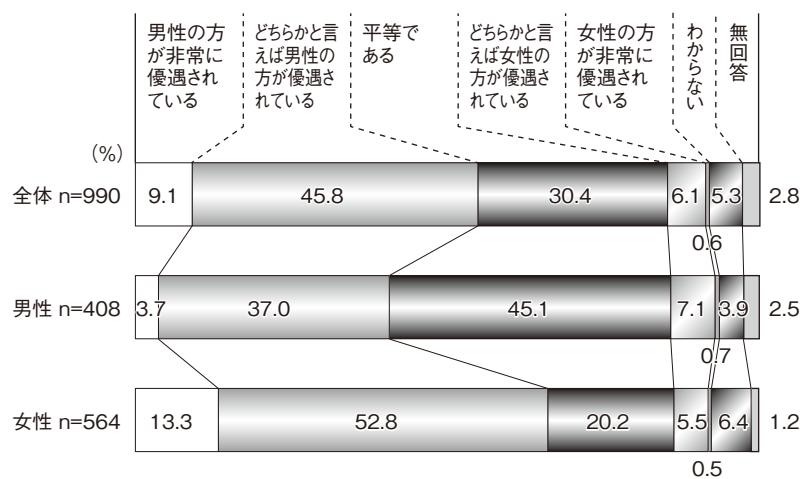
県調査において、全体では賛成派45.9 %が反対派40.3 %を上回っており、県と比較すると、長与町は性別による役割分担の意識は低い結果となっています。

(平成26年 県民意識調査)

各分野における男女の地位

(p59に掲載)

家庭生活における男女の地位



「家庭生活」の分野において、全体では「男性優遇」54.9%、「平等」30.4%となっています。男女別にみると、女性が「男性優遇」66.1%、「平等」20.2%と「男性優遇」が大きく上回っているのに対し、男性は「男性優遇」40.7%、「平等」45.1%と、逆に平等と感じている割合の方が高くなっています。

(平成29年 アンケート調査)

人間開発に関する指標

①HDI 2015（平成27）年

(人間開発指数)

順位	国名	HDI指数
1	ノルウェー	0.949
2	オーストラリア	0.939
2	スイス	0.939
4	ドイツ	0.926
5	デンマーク	0.925
5	シンガポール	0.925
7	オランダ	0.924
8	アイルランド	0.923
9	アイスランド	0.921
10	カナダ	0.920
10	アメリカ合衆国	0.920
12	香港	0.917
13	ニュージーランド	0.915
14	スウェーデン	0.913
15	リヒテンシュタイン	0.912
16	イギリス	0.909
17	日本	0.903
18	韓国	0.901
19	イスラエル	0.899
20	ルクセンブルグ	0.898
21	フランス	0.897
22	ベルギー	0.896
23	フィンランド	0.895
24	オーストリア	0.893
25	スロベニア	0.890
26	イタリア	0.887
27	スペイン	0.884
28	チェコ	0.878
29	ギリシャ	0.866
30	ブルネイ	0.865
30	エストニア	0.865
36	ポーランド	0.855
38	チリ	0.847
40	スロバキア	0.845
41	ポルトガル	0.843
43	ハンガリー	0.836
44	ラトビア	0.830
71	トルコ	0.767
77	メキシコ	0.762

②GII 2015（平成27）年

(ジェンダー不平等指数)

順位	国名	GII指数
1	スイス	0.040
2	デンマーク	0.041
3	オランダ	0.044
4	スウェーデン	0.048
5	アイスランド	0.051
6	ノルウェー	0.053
6	スロヴェニア	0.053
8	フィンランド	0.056
9	ドイツ	0.066
10	韓国	0.067
11	シンガポール	0.068
12	ベルギー	0.073
13	ルクセンブルグ	0.075
14	オーストリア	0.078
15	スペイン	0.081
16	イタリア	0.085
17	ポルトガル	0.091
18	カナダ	0.098
19	フランス	0.102
20	イスラエル	0.103
21	日本	0.116
23	ギリシャ	0.119
24	オーストラリア	0.120
26	アイルランド	0.127
27	チェコ	0.129
28	イギリス	0.131
28	エストニア	0.131
30	ポーランド	0.137
34	ニュージーランド	0.158
39	スロバキア	0.179
41	ラトビア	0.191
43	アメリカ	0.203
49	ハンガリー	0.252
65	チリ	0.322
69	トルコ	0.328
73	メキシコ	0.345

③GGI 2016（平成28）年

(ジェンダー・ギャップ指数)

順位	国名	GGI指数
1	アイスランド	0.874
2	フィンランド	0.845
3	ノルウェー	0.842
4	スウェーデン	0.815
5	ルワンダ	0.800
6	アイルランド	0.797
7	フィリピン	0.786
8	スロベニア	0.786
9	ニュージーランド	0.781
10	ニカラグア	0.780
11	スイス	0.776
12	ブルンジ	0.768
13	ドイツ	0.766
14	ナミビア	0.765
15	南アフリカ	0.764
16	オランダ	0.756
17	フランス	0.755
18	ラトビア	0.755
19	デンマーク	0.754
20	イギリス	0.752
22	エストニア	0.747
24	ベルギー	0.745
29	スペイン	0.738
31	ポルトガル	0.737
34	ルクセンブルグ	0.734
25	カナダ	0.731
38	ポーランド	0.727
45	アメリカ	0.722
46	オーストリア	0.721
49	イスラエル	0.719
50	イタリア	0.719
52	オーストリア	0.716
66	メキシコ	0.700
70	チリ	0.699
77	チェコ	0.690
92	ギリシャ	0.680
94	スロバキア	0.679
101	ハンガリー	0.669
111	日本	0.660
116	韓国	0.649
130	トルコ	0.623

(内閣府「男女共同参画白書 平成29年版」)

(備考)

1. HDI及びGIIは国連開発計画（UNDP）「人間開発報告書2016」、GGIは世界経済フォーラム「The Global Gender Gap Report 2016」より作成。
2. 測定可能な国数は、HDIは188の国と地域、GIIは159か国、GGIは144か国。そのうち、上位20か国及びOECD加盟国（35か国）を抽出。

(注)

HDI 人間開発指数 (Human Development Index)

国連開発計画（UNDP）による指標で、「長寿で健康な生活」、「知識」及び「人間らしい生活水準」という人間開発の3つの側面を測定したもの。具体的には、出生時の平均寿命、知識（平均就学年数及び予想就学年数）、1人当たり国民総所得（GNI）を用いて算出している。

GII ジェンダー不平等指数 (Gender Inequality Index)

国連開発計画（UNDP）による指標で、国家の人間界発の達成が男女の不平等によってどの程度妨げられているかを明らかにするもの。次の3側面5指標から構成されている。

【保健分野】・妊娠婦死亡率 ・15～19歳の女性1,000人当たりの出生数

【エンパワーメント】・国会議員女性割合 ・中等教育以上の教育を受けた人の割合（男女別）

【労働市場】・労働力率（男女別）

GGI ジェンダー・ギャップ指数 (Gender Gap Index)

世界経済フォーラムが、各国内の男女間の格差を数値化しランク付けしたもので、経済分野、教育分野、政治分野及び保健分野のデータから算出され、0が完全不平等、1が完全平等を意味しており、性差による格差を明らかにできる。具体的には、次のデータから算出される。

【経済分野】・労働力率 ・同じ仕事の賃金の同等性 ・所得の推計値 ・管理職に占める比率 ・専門職に占める比率

【教育分野】・識字率 ・初等、中等、高等教育の各在学率

【保健分野】・新生児の男女比率 ・健康寿命

【政治分野】・国会議員に占める比率 ・閣僚の比率 ・最近50年の国家元首の在任年数



付属資料

1. 長与町男女共同参画推進委員会規則
2. 長与町男女共同参画推進会議設置要綱
3. 長与町男女共同参画推進員設置要綱
4. 男女共同参画社会基本法
5. 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律
6. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

1. 長与町男女共同参画推進委員会規則

(目的)

第1条 この規則は、附属機関の設置に関する条例（昭和38年条例第14号）第2条の規定に基づき、長与町男女共同参画推進委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定め、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、男女共同参画の推進に関する重要事項及び男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる事項の調査、審議を行う。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する12名以内の委員をもって組織する。

- (1) 公募に応じた者
- (2) 企業又は各種団体の代表者
- (3) 学識経験を有する者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
4 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、男女共同参画担当課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成16年10月1日から適用する。

附 則（平成28年3月31日規則第19号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

2. 長与町男女共同参画推進会議設置要綱

(設置)

第1条 長与町における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策について、関係部局相互の緊密な連携の下に総合的かつ効果的な推進を図るため、長与町男女共同参画推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進会議の所掌事項は次のとおりとする。

- (1) 男女共同参画計画の策定及び推進に関すること。
- (2) 男女共同参画計画の推進における関係部局の総合的な調整に関すること。
- (3) 前2号に定めるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長とし、推進会議を総理する。
- 3 副会長は、副町長とし、会長を補佐するとともに、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。
 - (1) 教育長
 - (2) 部長、局長、次長及び会計管理者
 - (3) 理事

(会議)

第4条 推進会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

(幹事会)

第5条 推進会議に幹事会を置く。

- 2 幹事は、課長の職にある者をもって充て、男女共同参画担当課長を幹事長とする。
- 3 幹事会は、次の各号に掲げる事務を所掌する。
 - (1) 推進会議に付議する事項に関する企画、調査及び研究に関すること。
 - (2) 推進会議から指示された事項の調査及び研究に関すること。
 - (3) その他推進会議を補助するために必要な事項に関すること。
- 4 幹事会は、幹事長が招集し、会議を主宰する。

(庶務)

第6条 推進会議の庶務は、男女共同参画担当課において行う。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年9月11日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

3. 長与町男女共同参画推進員設置要綱

(設置)

第1条 長与町における男女共同参画計画に関する施策について、計画の取り組み状況を把握し確認することにより実効ある計画の推進を図るため、各課・局（所）に長与町男女共同参画推進員（以下「推進員」という。）をおく。

(所掌事務)

第2条 推進員は次に掲げる事項に関する事務を所掌する。

- (1) 男女共同参画計画の周知徹底及び実施に関すること。
- (2) 各課・局（所）における男女共同参画計画の具体的な推進に関すること。
- (3) 前2号に定めるものほか、前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進員は、各課・局（所）長が指名するものをもってあてる。

2 各課・局（所）に推進員が不在となった場合は、課長はすみやかに推進員を変更し男女共同参画担当課へ届け出るものとする。

(会議)

第4条 推進員の会議は、必要に応じて男女共同参画担当課長が招集する。

2 会議の議長は、男女共同参画担当課長とする。
3 会議は、推進員の過半数の出席がなければ開くことができない。

(庶務)

第5条 推進員の庶務は、男女共同参画担当課において行う。

(補則)

第6条 この要綱に定めるものほか、推進員の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年8月1日から施行する。

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年9月11日に施行し、平成28年4月1日から適用する。

4. 男女共同参画社会基本法

(平成11年6月23日法律第78号)

改正 平成11年7月16日法律第102号

同 平成11年12月22日 同 第160号

目 次

前 文

第1章 総則（第1条－第12条）

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第13条－第20条）

第3章 男女共同参画会議（第21条－第28条）

附 則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策

の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が

男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ、当該活動以外の活動を行うことができるようすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に

講すべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関と

の情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

（設置）

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

（組織）

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

（議長）

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

（議員）

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員

の総数の10分の5未満であってはならない。

- 3 第1項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 4 第1項第二号の議員は、非常勤とする。
(議員の任期)

第26条 前条第1項第二号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第1項第二号の議員は、再任されることがある。
(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に對しても、必要な協力を依頼することができる。
(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則（平成11年6月23日法律第78号）抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法（平成9年法律第7号）は、廃止する。

附 則（平成11年7月16日法律第102号）抄 (施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成11年法律第88号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日=平成13年1月6日)

一 略

二 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 交付の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則（平成11年12月22日法律第160号）抄

(施行期日)

第1条 この法律（第2条及び第3条を除く。）は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
(以下略)

5. 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成13年4月13日)

(法律第31号)

改正 平成16年6月2日法律第64号
同 19年7月11日 同 第113号
同 25年7月3日 同 第72号
同 26年4月23日 同 第28号

目 次

前 文

第1章 総則（第1条・第2条）

第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等（第2条の2・第2条の3）

第2章 配偶者暴力相談支援センター等（第3条—第5条）

第3章 被害者の保護（第6条—第9条の2）

第4章 保護命令（第10条—第22条）

第5章 雜則（第23条—第28条）

第5章の2 補則（第28条の2）

第6章 罰則（第29条・第30条）

附 則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためにには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第1章 総則

（定義）

第1条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第28条の2において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受けれる身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事实上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事实上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事实上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第2条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを

含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第2条の2 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第3項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県基本計画等）

第2条の3 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被

害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第2章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第3条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第6号、第5条及び第8条の3において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整

その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行なうに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第4条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第5条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第3章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第6条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であつた者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治40年法律第45号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前2項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第7条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第3条第3項の規定により配偶者暴

力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第8条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和29年法律第162号)、警察官職務執行法(昭和23年法律第136号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第8条の2 警視総監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第15条第3項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第8条の3 社会福祉法(昭和26年法律第45号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和25年法律第144号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第9条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第9条の2 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第4章 保護命令

(保護命令)

第10条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第12条第1項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第18条第1項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
- 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所

は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

- 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
 - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第1項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第12条第1項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学

校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

- 4 第1項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第12条第1項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第11条 前条第1項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないときは住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 前条第1項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。
 - 一 申立人の住所又は居所の所在地
 - 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地（保護命令の申立て）

第12条 第10条第1項から第4項までの規定による命

令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
 - 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
 - 三 第10条第3項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関する配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
 - 四 第10条第4項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関する配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
 - 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
 - 2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治41年法律第53号）第58条ノ二第1項の認証を受けたものを添付しなければならない。（迅速な裁判）
- 第13条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。
(保護命令事件の審理の方法)
- 第14条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保

護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第12条第1項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第15条 保護命令の申立てについての決定には、理由を附さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第12条第1項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第16条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第10条第1項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止を命じなければならない。

5 前2項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第10条第1項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令を取り消さなければならない。

7 前条第4項の規定による通知がされている保護命令について、第3項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第3項の規定は、第3項及び第4項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第17条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第10条第1項第一号又は第2項から第4項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第6項の規定は、第10条第1項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第15条第3項及び前条第7項の規定は、前2項の場合について準用する。

(第10条第1項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第18条 第10条第1項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となつた身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあつたときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二ヶ月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第12条の規定の適用については、同条第1項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同項第5号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同条第2項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第19条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第20条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の

管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第12条第2項（第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第21条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成8年法律第109号）の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第22条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第5章 雜則

(職務関係者による配慮等)

第23条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第24条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第25条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第26条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るために活動を行う民

間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第27条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第3条第3項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
 - 二 第3条第3項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第4項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用
 - 三 第4条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
 - 四 第5条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 2 市は、第4条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第28条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その

十分の五を負担するものとする。

- 2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。
- 一 都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
 - 二 市が前条第2項の規定により支弁した費用

第5章の2 補則

(この法律の準用)

第28条の2 第2条及び第1章の2から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第2条	被害者	被害者（第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第6条第1項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第10条第1項から第4項まで、第11条第2項第二号、第12条第1項第一号から第四号まで及び第18条第1項	配偶者	第28条の2に規定する関係にある相手
第10条第1項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第28条の2に規定する関係を解消した場合

第6章 罰則

第29条 保護命令（前条において読み替えて準用する第10条第1項から第4項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第30条 第12条第1項（第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第28条の2において読み替えて準用する第12条第1項（第28条の2において準用する第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第2章、第6条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第7条、第9条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第27条及び第28条の規定は、平成14年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 平成14年3月31までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第12条第1項第四号並びに第14条第2項及び第3項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第3条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則（平成16年6月2日法律第64号）

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に

関する法律（次項において「旧法」という。）第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第10条第2号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第10条第1項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第18条第1項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

（検討）

第3条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則（平成19年7月11日法律第113号）抄 （施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則（平成25年7月3日法律第72号）抄 （施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則（平成26年4月23日法律第28号）抄 （施行期日）

第1条 この法律は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第2条並びに附則第3条、第7条から第10条まで、第12条及び第15条から第18条までの規定
平成26年10月1日

6. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成27年9月4日)

(法律第64号)

改正 平成29年3月31日法律第14号

目 次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 基本方針等（第5条・第6条）
- 第3章 事業主行動計画等
 - 第1節 事業主行動計画策定指針（第7条）
 - 第2節 一般事業主行動計画（第8条—第14条）
 - 第3節 特定事業主行動計画（第15条）
 - 第4節 女性の職業選択に資する情報の公表（第16条・第17条）
- 第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第18条—第25条）
- 第5章 雜則（第26条—第28条）
- 第6章 罰則（第29条—第34条）

附 則

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）の基本理念にのつとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第2条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機

会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固有的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第3条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則

(次条及び第五条第一項において「基本原則」という。)にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第4条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第2章 基本方針等

(基本方針)

第5条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
 - 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
 - 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要な事項
 - 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第6条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第3章 事業主行動計画等

第1節 事業主行動計画策定指針

第7条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第15条第1項に規定する特定事業主行動計画(次項において「事業主行動計画」と総称する。)の策定に関する指針(以下「事業主行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要な事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第2節 一般事業主行動計画

(一般事業主行動計画の策定等)

第8条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数

が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第3項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。（基準に適合する一般事業主の認定）

第9条 厚生労働大臣は、前条第1項又は第7項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。（認定一般事業主の表示等）

第10条 前条の認定を受けた一般事業主（次条及び第20条第1項において「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

（認定の取消し）

第11条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

一 第9条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

三 不正の手段により第9条の認定を受けたとき。

（委託募集の特例等）

第12条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体を

して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和22年法律第141号）第36条第1項及び第3項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。
- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるとときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第37条第2項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第5条の3第1項及び第4項、第5条の4、第39条、第41条第2項、第42条第1項、第42条の2、第48条の3第1項、第48条の4、第50条第1項及び第2項並びに第51条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第40条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第50条第3項及び第4項の規定はこの項において準用する同条第2項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第37条第2項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第12条第4項の規定による届出をして労働

者の募集に従事しようとする者」と、同法第41条第2項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

- 6 職業安定法第36条第2項及び第42条の3の規定の適用については、同法第36条第2項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第42条の3中「第39条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第12条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第2項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第13条 公共職業安定所は、前条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第14条 国は、第8条第1項若しくは第7項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第3節 特定事業主行動計画

第15条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第4節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

- 16条 第8条第1項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。
- 2 第8条第7項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

- 17条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

- 18条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
(財政上の措置等)

- 19条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

- 20条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の

受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第21条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第22条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第23条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第18条第1項の規定により国が講ずる措置及び同条第2項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第18条第3項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前2項の構成員（以下の項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の

職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第24条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第25条 前2条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第5章 雜則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第26条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第8条第1項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(権限の委任)

第27条 第8条から第12条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第28条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第6章 罰則

第29条 第12条第5項において準用する職業安定法第41条第2項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第30条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第18条第4項の規定に違反した者
- 二 第24条の規定に違反した者

第31条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第12条第4項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第12条第5項において準用する職業安定法第37条第2項の規定による指示に従わなかった者

三 第12条第5項において準用する職業安定法第39条又は第40条の規定に違反した者

第32条 次の各号のいずれかに該当する者は、

三十万円以下の罰金に処する。

一 第10条第2項の規定に違反した者

二 第12条第5項において準用する職業安定法第50条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第12条第5項において準用する職業安定法第50条第2項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第12条第5項において準用する職業安定法第51条第1項の規定に違反して秘密を漏らした者

第33条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第29条、第31条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第34条 第26条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第3章（第7条を除く。）、第5章（第28条を除く。）及び第6章（第30条を除く。）の規定並びに附則第5条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

（この法律の失効）

第2条 この法律は、平成38年3月31日限り、その効力を失う。

2 第18条第3項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第24条の規定（同條に係る罰則を含む。）は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

（政令への委任）

第3条 前条第2項から第4項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第4条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 （平成29年3月31日法律第14号）抄
(施行期日)

第1条 この法律は、平成29年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第1条中雇用保険法第64条の次に1条を加える改正規定及び附則第35条の規定 公布の日

二及び三 略

四 第2条中雇用保険法第10条の4第2項、第58条第1項、第60条の2第4項、第76条第2項及び第79条の2並びに附則第11条の2第1項の改正規定並びに同条第3項の改正規定（「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。）、第4条の規定並びに第7条中育児・介護休業法第53条第5項及び第6項並びに第64条の改正規定並びに附則第5条から第8条まで及び第10条の規定、附則第13条中国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第10条第10項第5号の改正規定、附則第14条第2項及び第17条の規定、附則第18条（次号に掲げる規定を除く。）の規定、附則第19条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第38条第3項の改正規定（「第4条第8項」を「第4条第9項」に改める部分に限る。）、附則第20条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和51年法律第33号）第30条第1項の表第4条第8項の項、第32条の11から第32条の15まで、第32条の16第1項及び第51条の項及び第48条の3及び第48条の4第1項の項の改正規定、附則第21条、第22条、第26条から第28条まで及び第32条の規定並びに附則第33条（次号に掲げる規定を除く。）の規定 平成30年1月1日

（罰則に関する経過措置）

第34条 この法律（附則第1条第4号に掲げる規定

にあっては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(その他の経過措置の政令への委任)

第35条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

長与町第3次男女共同参画計画

平成 30 年 3 月

発 行 長与町
〒851-2185 長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷 659 番地 1
TEL 095-883-1111 FAX 095-883-1464
<http://webtown.nagayo.jp/>

編 集 長与町 企画財政部 政策企画課
印 刷 株式会社 インテックス

長与町第3次男女共同参画計画

